

# いのち支える妙高市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない妙高市を目指して～

平成31年3月

新潟県 妙高市

## はじめに

### 誰も自殺に追い込まれることのない 妙高市を目指して

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を推進してきた結果、日本の自殺者数は減少傾向が続いています。

しかしながら、人口10万人当たりの自殺による死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数が毎年2万人を超えている状況のなか、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

当市においては、平成21年から29年までの9年間に89人もの尊い命が、自殺によって失われております。これまでも関係機関と連携を図り自殺対策の取り組みを進めており、自殺者数はピーク時の平成18年の21人から見れば半減となっておりますが、未だ自殺に追い込まれるかたがいる状況に変わりはありません。

自殺は個人的な問題として捉えられがちですが、その背景には社会的な要因があることを踏まえて、社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

このたび策定した「いのち支える妙高市自殺対策計画」では、誰も自殺に追い込まれることのない妙高市の実現を目指して、「生きる支援」に関する事業や取り組みを総動員し、庁内、関係機関との連携をさらに強化しながら自殺対策を進めることとしておりますので、自殺予防が図られますよう市民お一人おひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提案を賜りました妙高市こころと命のネットワーク会議の委員の皆様方をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

妙高市長 入 村 明

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
<b>第2章 自殺の現状</b>	
1 自殺者数の推移（自殺者数・自殺死亡率）	3
2 性別・年代別での比較	4
3 月別自殺者数	5
4 原因・動機別の状況	6
5 職業の状況	7
6 同居人の有無	7
7 自殺企図の場所	8
8 自殺未遂歴の有無	8
9 自損行為による救急搬送人員	9
10 睡眠による休養が十分取れていない人の割合	10
11 こころの相談・家庭訪問状況	10
12 まとめと施策の方向	11
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	
1 基本方針	12
2 数値目標	14
3 施策の体系	15
<b>第4章 いのち支える自殺対策における取組</b>	
1 重点施策	16
（1）重点施策1 高齢者への支援	16
（2）重点施策2 働き盛り世代への支援	19
2 基本施策	21
（1）基本施策1 地域におけるネットワークの強化	21
（2）基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	22
（3）基本施策3 市民への啓発と周知	22
（4）基本施策4 生きることの促進要因への支援	23
（5）基本施策5 子ども・若者向け自殺対策の推進	25
<b>第5章 計画の推進体制</b>	
1 推進体制	27
2 評価指標一覧	28
<b>資 料</b>	
1 自殺対策基本法	30
2 自殺総合対策大綱（概要）	36
3 相談窓口一覧	37
4 妙高市の関連事業一覧	41
5 妙高市こころと命のネットワーク会議設置要綱・委員名簿	46

※本文中の元号は新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことなどを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマム<sup>※</sup>として、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての自治体が「自殺対策計画」を策定することとされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（p2図1：自殺の危機要因イメージ図参照）。

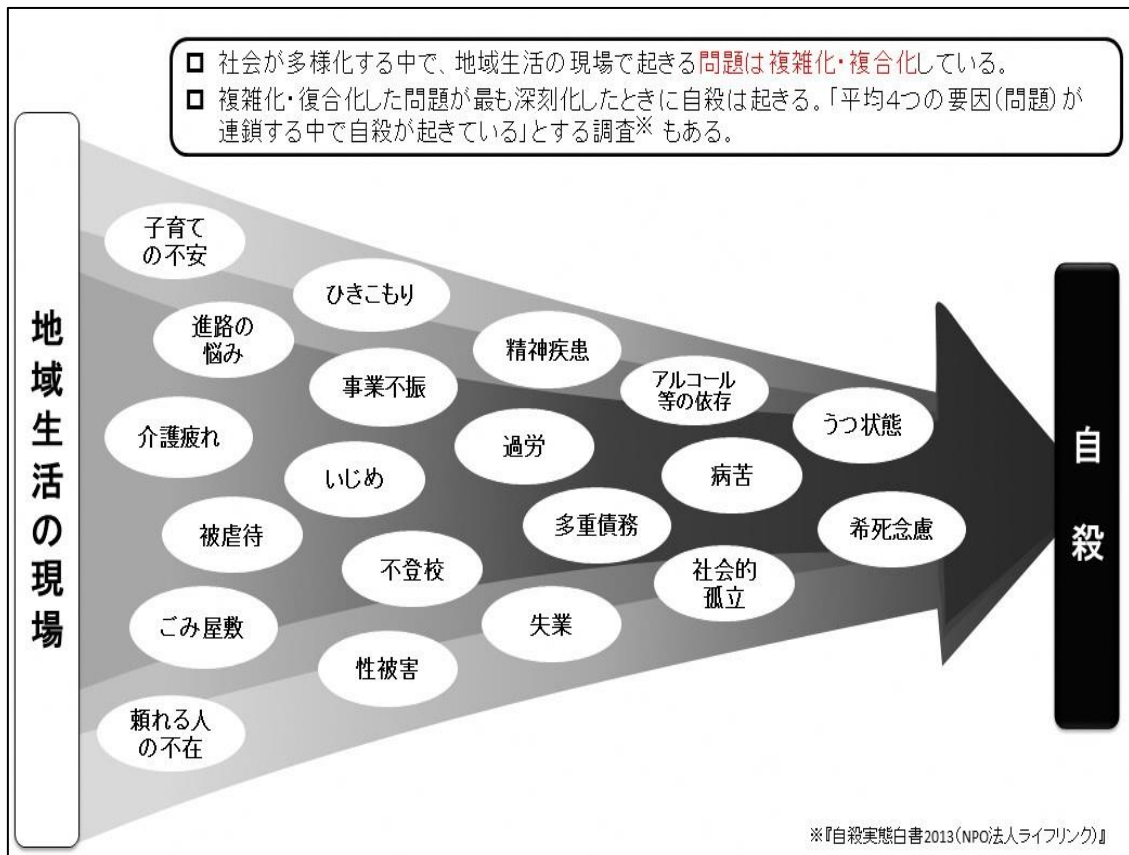
その要因の多くは防ぐことができる社会的な問題であることから、社会全体で取り組む必要があります。

これらを受けて、妙高市では、「いのち支える妙高市自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない妙高市を目指し、自殺対策に取り組むこととしました。

本計画は、自殺対策に係る現状と課題を明らかにするとともに、自殺対策の様々な施策を位置づけ、市民・関係機関・関係団体などの連携により推進していくための指針とするものです。

※ナショナルミニマム：国家が国民に対して保証する最低限の生活水準

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第12条に基づき国が定めた「自殺総合対策大綱」及び同法第13条第1項の規定により策定された「新潟県自殺対策計画」並びに地域の実情を勘案し、同法第13条第2項の規定による市町村自殺対策計画として策定したものです。

また、本計画は「第2次妙高市総合計画」及び「第2次妙高市すこやかライフプラン21」との整合性を持つものです。

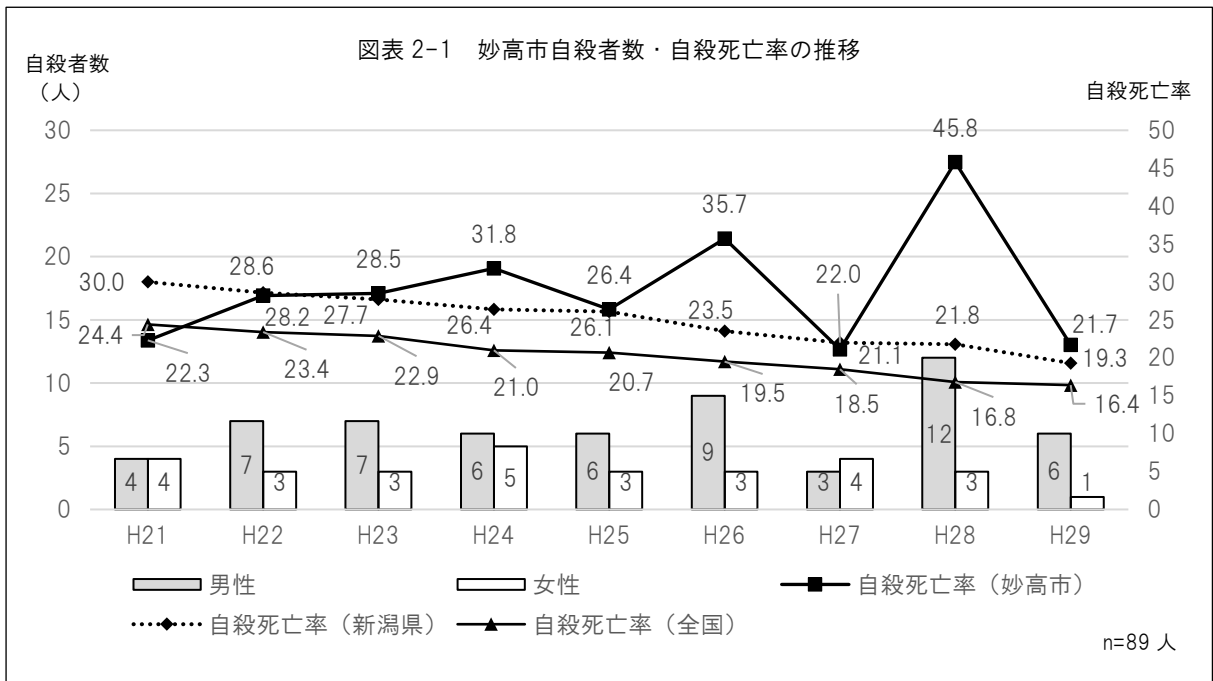
## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の「自殺総合対策大綱」の見直し時期及び「第2次妙高市すこやかライフプラン21」の次期計画策定時期を考慮し、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。

## 第2章 自殺の現状

### 1 自殺者数の推移（自殺者数・自殺死亡率）

平成21年から平成29年の本市の年間自殺者数をみると、全体では7人から15人と年により変動があります。性別では、男性が3人から12人と幅が大きく、女性は1人から5人となっています。また、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率については、全国や新潟県にみられるような、ゆるやかな減少傾向にはありません。



妙高市自殺者数の推移

単位：人

性別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
男性	4	7	7	6	6	9	3	12	6
女性	4	3	3	5	3	3	4	3	1
計	8	10	10	11	9	12	7	15	7

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移 ※自殺者数÷人口×10万人で算出

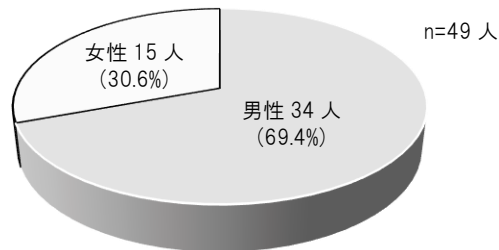
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
妙高市	22.3	28.2	28.5	31.8	26.4	35.7	21.1	45.8	21.7
新潟県	30.0	28.6	27.7	26.4	26.1	23.5	22.0	21.8	19.3
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

資料：人口動態統計

## 2 性別・年代別での比較

平成25年から平成29年までの本市の自殺者数の合計を性別で見ると、男性が女性のおよそ2.3倍となっています。全国や新潟県と比べてもほぼ同様の傾向にあります。

図表 2-2 妙高市自殺者の性別（平成25～29年の合計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

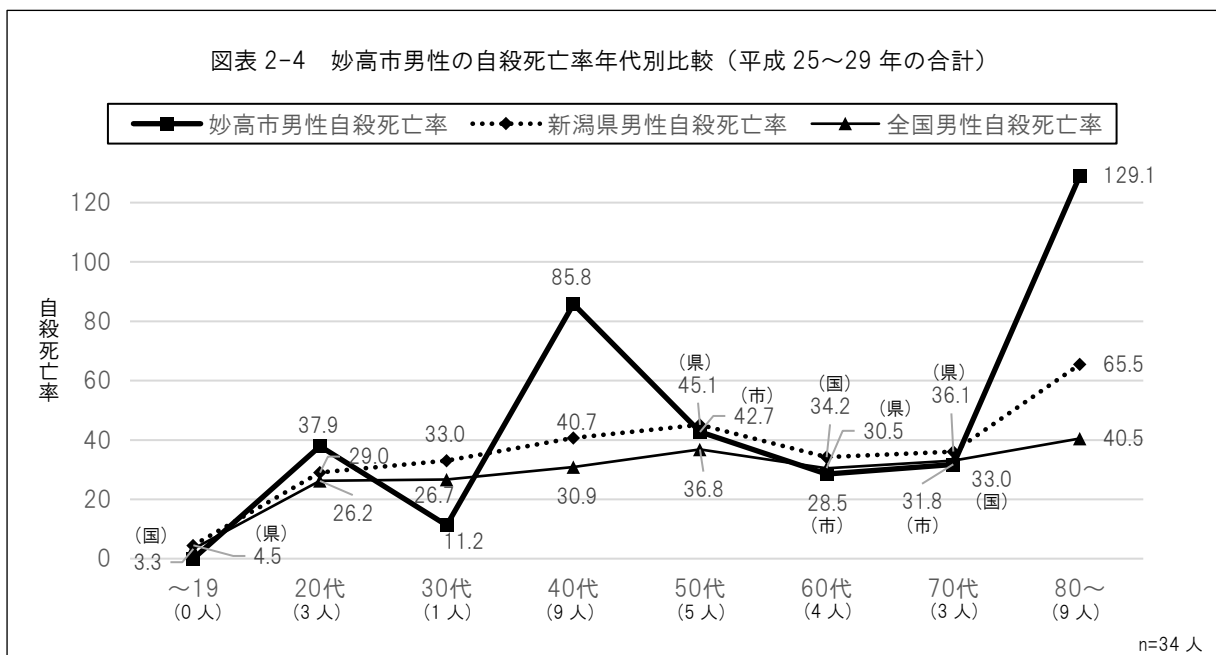
図表 2-3 自殺者の性別構成割合（平成25～29年の合計）

	男性	女性
妙高市	69.4%	30.6%
新潟県	67.0%	33.0%
全国	68.9%	31.1%

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

次に平成25年から平成29年までの本市男性の自殺死亡率を年代別で見ると、80代以上が最も高く、次いで40代、50代となっています。80代以上と40代は、全国や新潟県と比較して45ポイント以上も高い状況です。

図表 2-4 妙高市男性の自殺死亡率年代別比較（平成25～29年の合計）

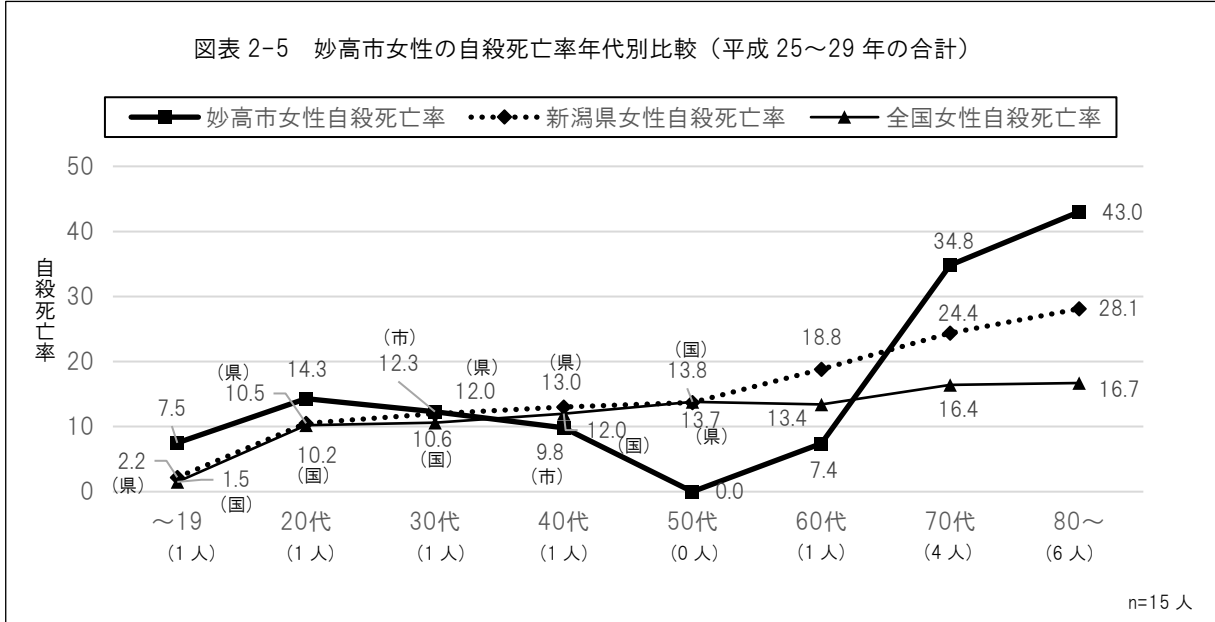


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

第2章 自殺の現状

本市女性の自殺死亡率を年代別で見ると、男性同様 80 代以上が最も高く、次いで 70 代、20 代となっています。

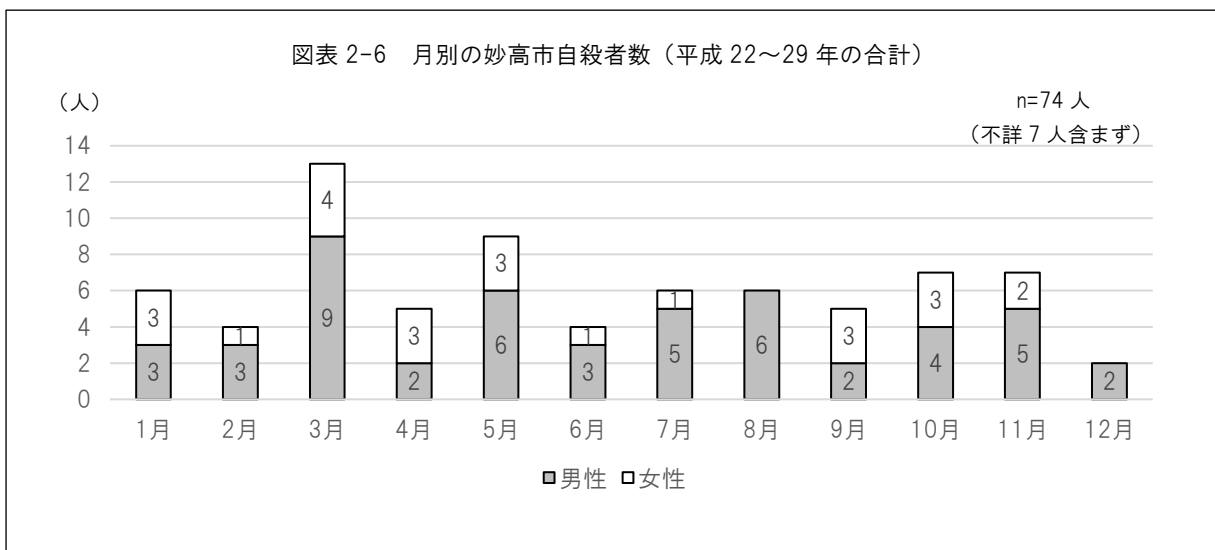
保健活動で把握した独自集計では、本市で「産後うつ」による自殺者はいません。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

3 月別自殺者数

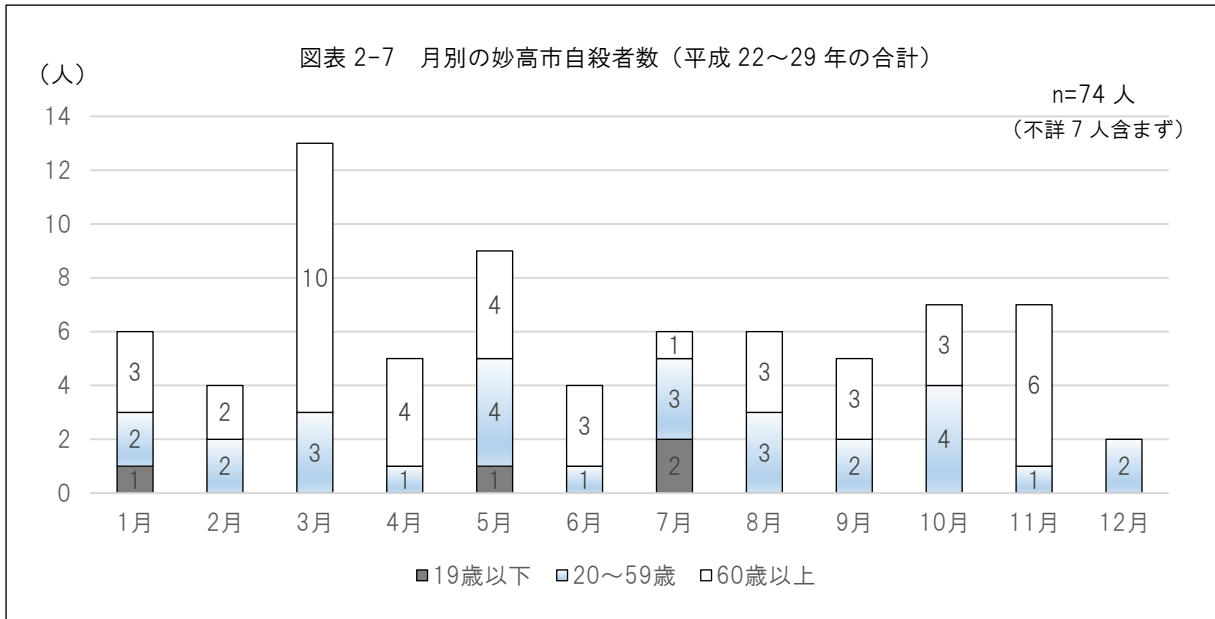
平成 22 年から平成 29 年までの本市の自殺者数を月別で見ると、3 月が 13 人と最も多く、次いで 5 月が 9 人、10 月・11 月が 7 人となっています。3 月は卒業や入学、退職や就職、転勤など環境が大きく変わることが原因と言われ、全国的な傾向です。また、5 月は大型連休明けに多く、降雪期を迎える前の 10 月、11 月に多くなっています。



資料：妙高市独自集計



さらに月別・年代別で見ると、20歳から59歳は特定の月に多いといった傾向は見られませんが、60歳以上は3月、11月に多い状況です。

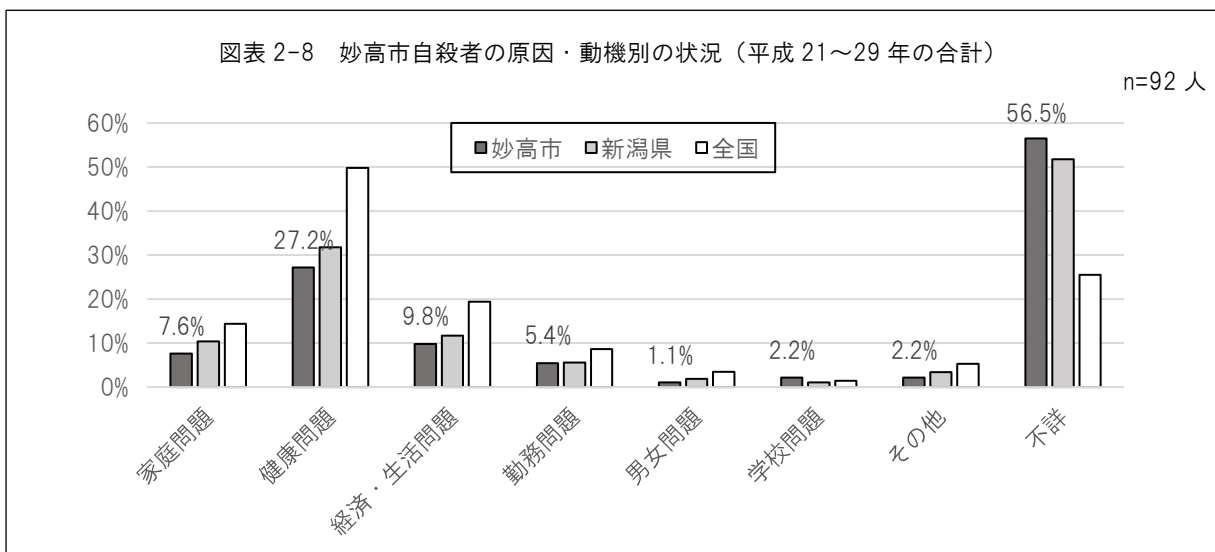


資料：妙高市独自集計

#### 4 原因・動機別の状況

平成 21 年から平成 29 年までの本市の自殺者 92 人の自殺の原因・動機（重複があるため 103 件）をみると、「不詳」が 52 人で 56.5%となっています。自殺は複数の要因が絡み合い、危機的な状況にまで追い込まれてしまった末の死と言われており、原因の特定は困難な実情にあります。

確認できる 40 名では、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっており、全国や新潟県と同様の傾向にあります。



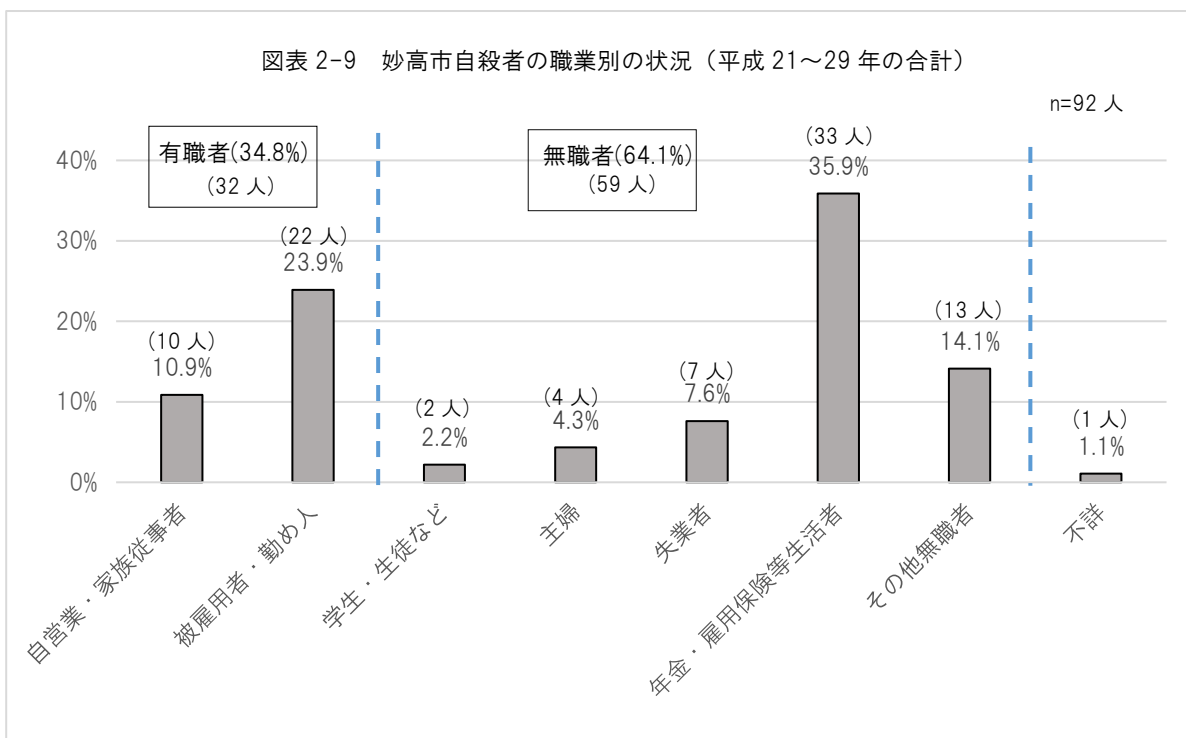
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

## 5 職業の状況

平成21年から平成29年までの本市の自殺者を職業の状況で見ると、職業を有する方が34.8%、学生・生徒などを含め職業を有していない方が64.1%となっています。全体では、年金・雇用保険等生活者の割合が最も高く、次いで被雇用者・勤め人、その他無職者となっています。

保健活動で把握した独自集計では、本市で自殺死亡率が高い40代男性の自殺者8名のうち、確認できた7名は被雇用者・勤め人に該当する方でした。

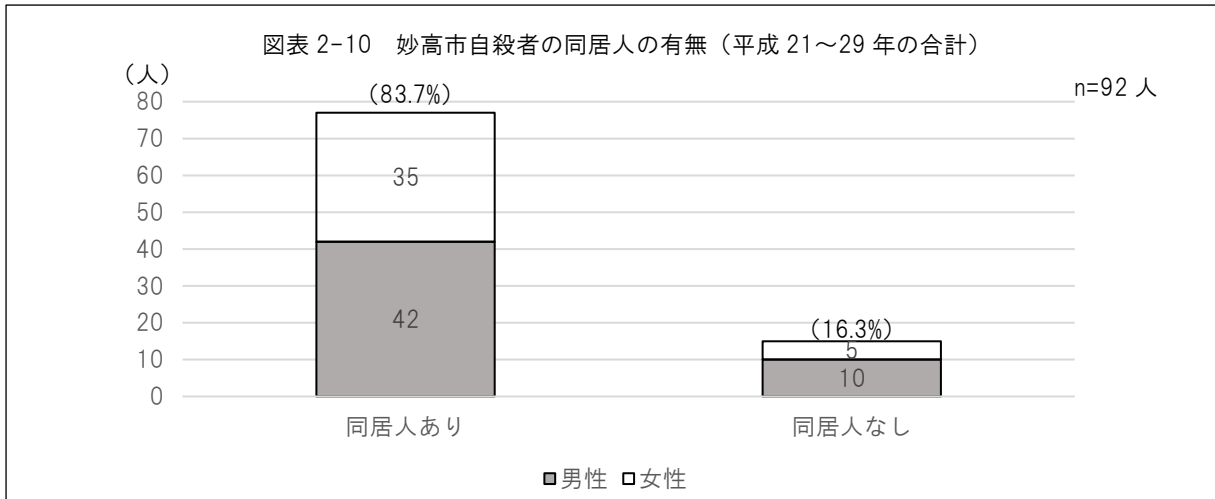
また、70代以上の高齢者のうち、職業を有している方はいませんでした。



## 6 同居人の有無

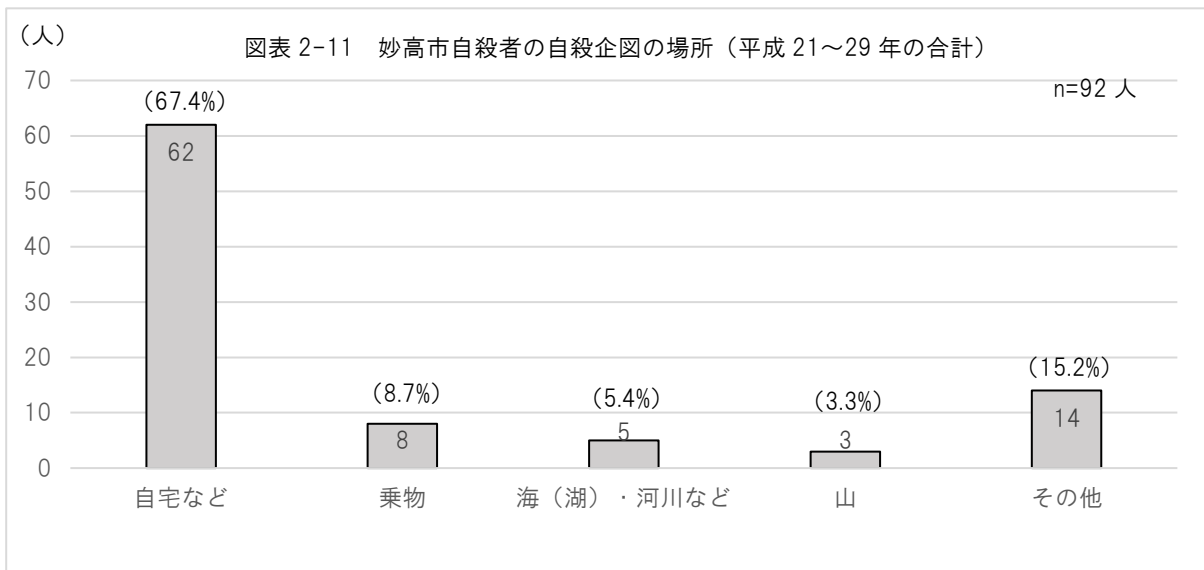
平成21年から平成29年までの本市の自殺者を同居人の有無で見ると、全体の8割以上が同居人を有しており、これは全国や新潟県と同様の傾向にあります。

厚生労働省の資料では、高齢者の自殺に至る特有の要因のひとつとして、「家族に迷惑をかけたくない」、「同居する家族に看護や介護の負担をかけることへの遠慮」など家族への精神的負担があげられています。



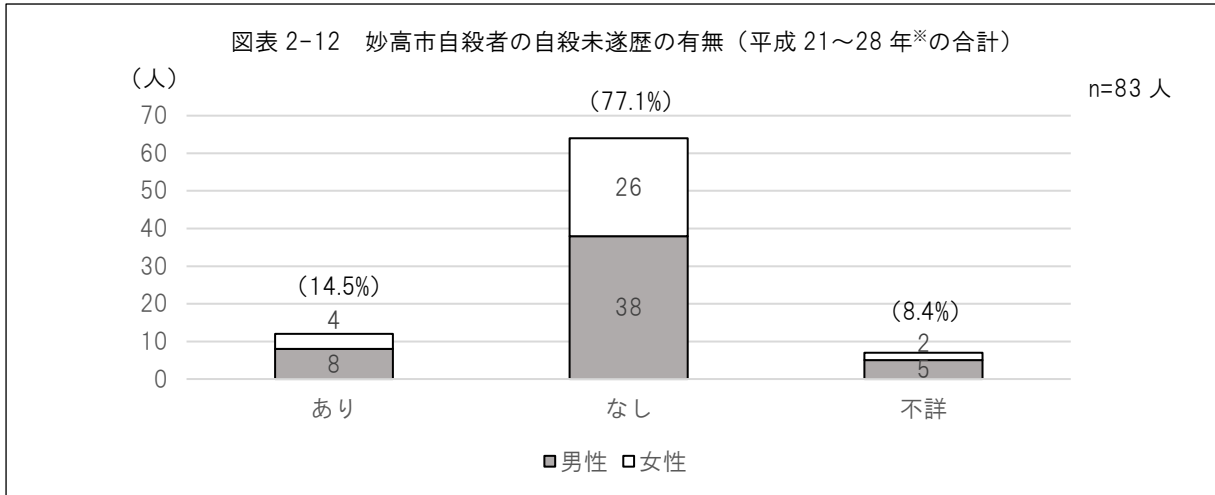
## 7 自殺企図の場所

平成 21 年から平成 29 年までの本市の自殺者を自殺企図の場所でみると、自宅などが全体の 67.4%となっています。



## 8 自殺未遂歴の有無

平成 21 年から平成 28 年までの本市の自殺者を自殺未遂歴の有無でみると、自殺未遂歴のない方が全体の 77.1%となっています。自殺未遂歴のある方の割合を性別でみると、男性（17.4%）が女性（13.3%）に比べてやや高くなっています。

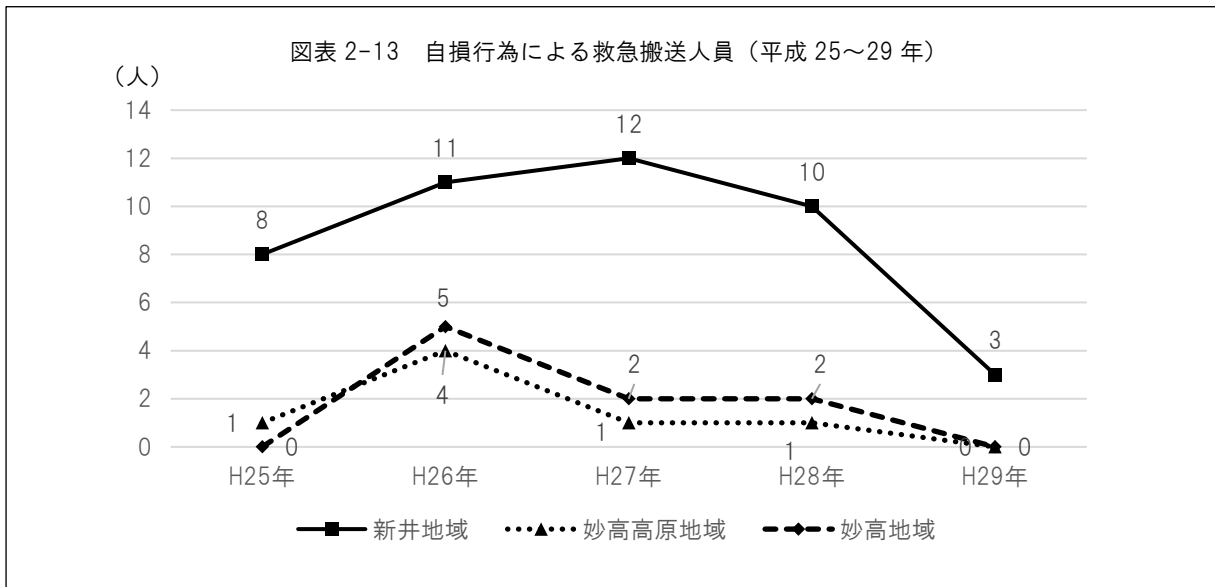


※平成 29 年の男女別データが非公表のため、公表されている平成 28 年までの合計としている。

### 9 自損行為による救急搬送人員

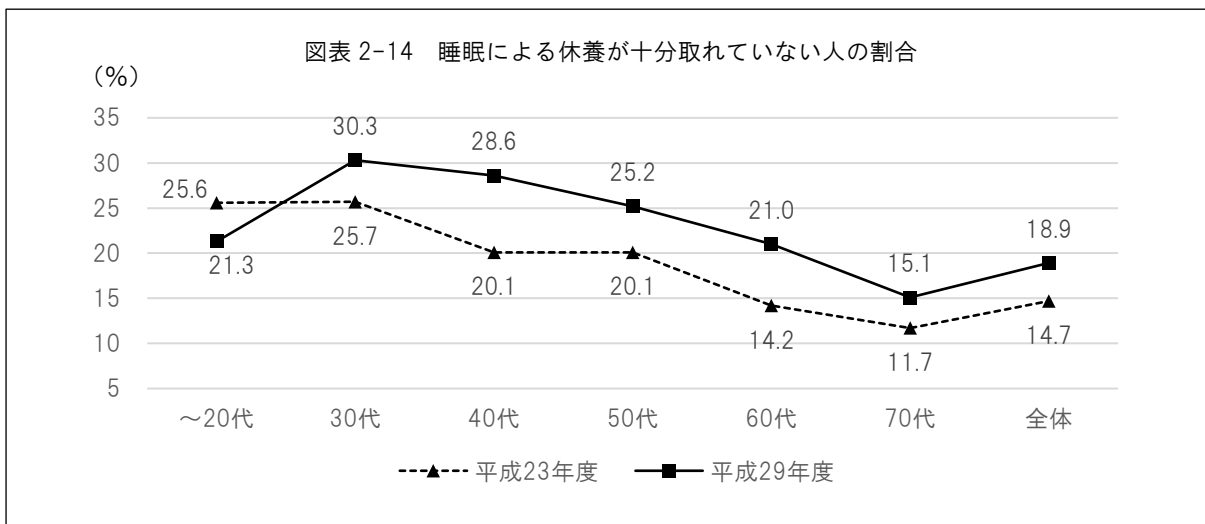
平成 25 年から平成 29 年までの本市内で自損行為（自分の意志で自らを傷つける行為）による救急搬送人員を年別、地域別で見ると、妙高高原地域と妙高地域においては、同じような傾向が見られ、平成 29 年はいずれもゼロとなっています。また、新井地域においては、平成 27 年の 12 人をピークに平成 29 年は 3 件に減少しています。

なお、図表 2-1 の自殺者数とは、必ずしも結びついてはいないと思われます。



### 10 睡眠による休養が十分取れていない人の割合

睡眠不足や睡眠障害は、疲労感をもたらし情緒を不安定にするばかりでなく、生活習慣病やこころの病気を引き起こす要因となります。市民健診・国保特定健診時の質問票による集計では、平成23年度と平成29年度の比較において、睡眠による休養が十分取れていない人の割合が、30歳未満を除きすべての年代で増加しています。

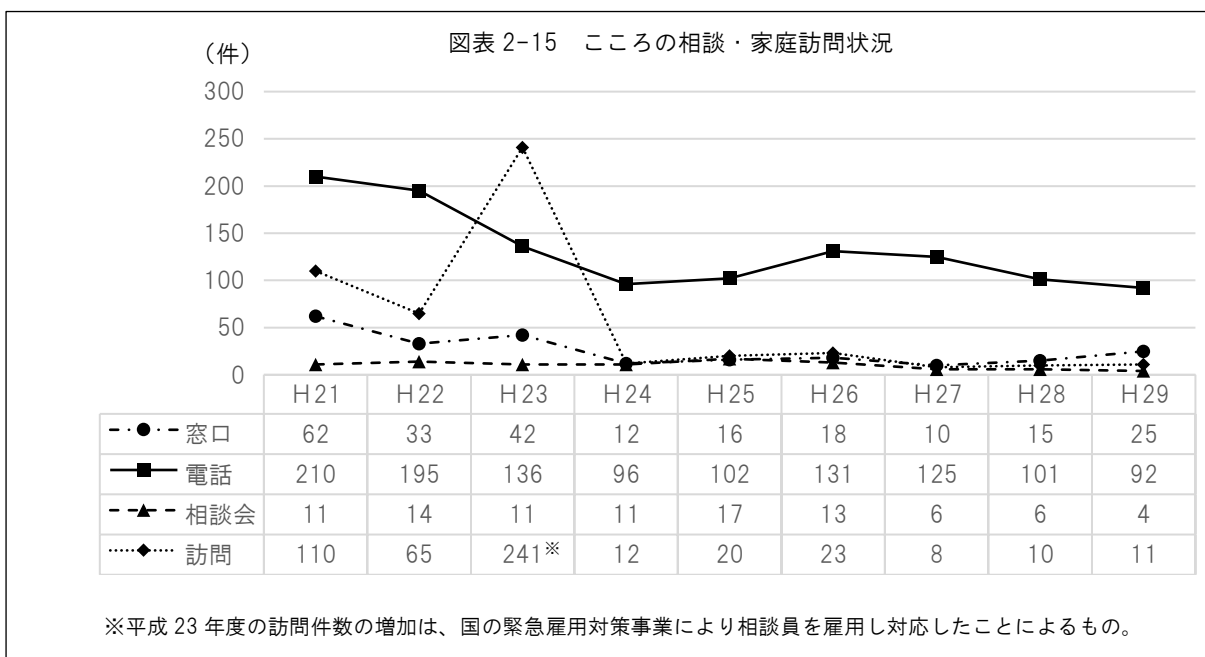


資料：妙高市民健診・国保特定健診時の質問票

### 11 こころの相談・家庭訪問状況

こころの相談・家庭訪問の延べ件数は、平成24年度以降は、窓口・訪問で10~20件程度、電話相談が120件前後となっています。

これら相談者のうち氏名がわかる方からは、自殺者が出ていないことから、早い段階で各種相談窓口にご相談いただくことが重要であると思われます。



資料：妙高市独自集計

## 12 まとめと施策の方向

- ①自殺死亡率は、年による変動が大きく、全国や新潟県のようにゆるやかな減少傾向にはないことから、継続した自殺予防の取組が必要です。
- ②自殺死亡率を性別、年代別で見ると、男性は80代以上、女性では70代以上の高齢者の割合が、全国や新潟県と比べて高くなっているため、重点的な対策が必要です。  
また、40代男性や20代の男性・女性ともに、全国や新潟県と比べて高いことから、年代に合わせた対策も必要となっています。
- ③月別の自殺死亡者数をみると、3月が最も多いのは全国と同じ傾向ですが、10月、11月に増加することは、全国や新潟県とは傾向が異なるため、降雪期を迎える前においても自殺予防の取組が必要です。
- ④自殺の原因・動機のうち、確認できるものでは「健康問題」が最も多く、これは高齢者の自殺者が多いためと考えられます。そのため高齢者が病気や要介護状態になった場合においても、こころの健康づくりや適切な医療への受診、地域での人とのつながりづくりなどに重点をおいた自殺予防の取組の継続が必要です。
- ⑤全国や新潟県に比べ自殺死亡率が高い40代男性の自殺者9名のうち確認できた8名は、被雇用者・勤め人でした。小規模事業所では、一般的にメンタルヘルス対策が進んでいない実情を踏まえて、上越圏域で開催されるメンタルヘルス研修会の周知や支援、また、多種多様な問題に対応できるよう、関係機関との連携などに重点をおいた取組が必要です。
- ⑥本市の市民健診・国保特定健診時の質問票による集計では、睡眠による休養が十分に取れていない人の割合が増加傾向にあり、年代別で見ると30代が最も高く、次いで40代と働き盛り世代の睡眠不足がうかがえます。うつ病の初期症状には睡眠障がいがあることや、こころの健康づくりとして睡眠が重要であるため、睡眠のとり方について市民へ周知することが必要です。
- ⑦本市のこころの相談や家庭訪問のほか、「上越地域いのちとこころの支援センター」（新潟県が設置し自殺未遂者への支援を実施）で支援している方からは、自殺者が出ていません。このことから、こころの不調に早期に気づき、相談につなげるため、これまで以上に相談窓口の周知徹底が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本方針

国の自殺総合対策大綱の基本方針を踏まえて、次のとおりとします。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、ひきこもりなど、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、地域共生社会実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉などの各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

#### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

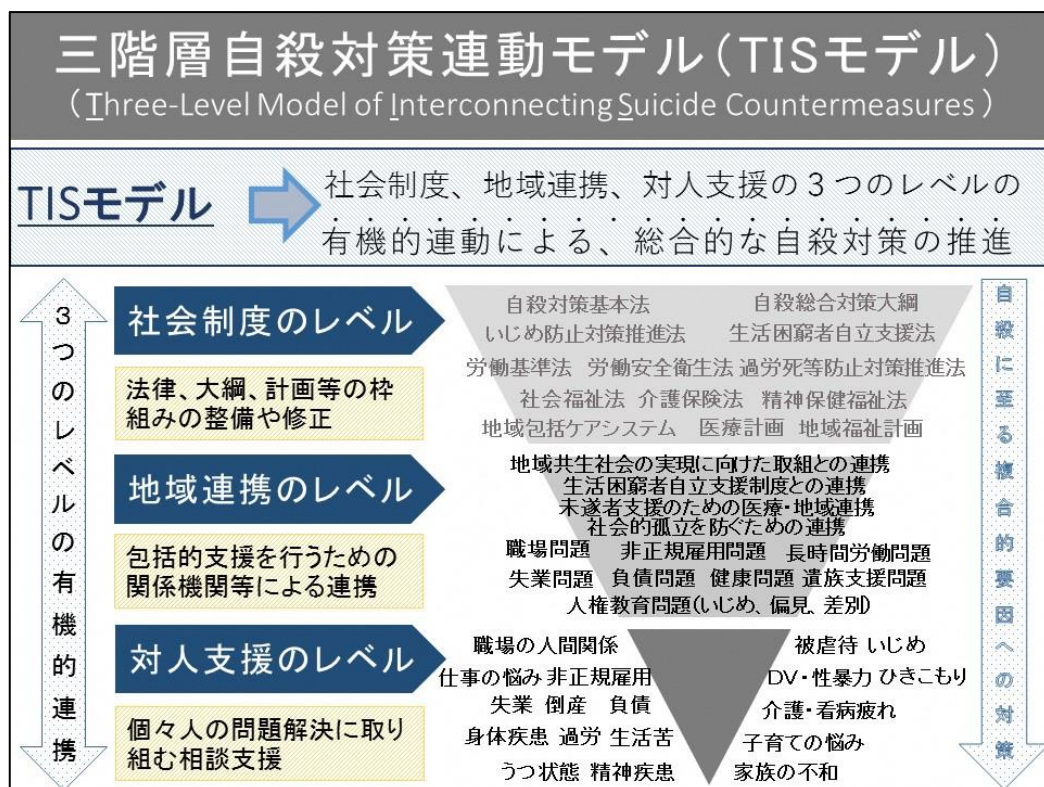
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化などに必要な地域連携を促進すること」、さら

に「地域連携の促進などに必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして捉え、連動して行っていくという考え方（図2：三階層自殺対策連動モデル参照）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医などの専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていくよう、広報活動、教育活動などに取り組んでいくことが必要です。



### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や新潟県、妙高市、関係団体、民間団体、企業、市民一人ひとりが連携・協働して自殺対策を総合的に推進する必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、新潟県や妙高市には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性などに応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、市民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

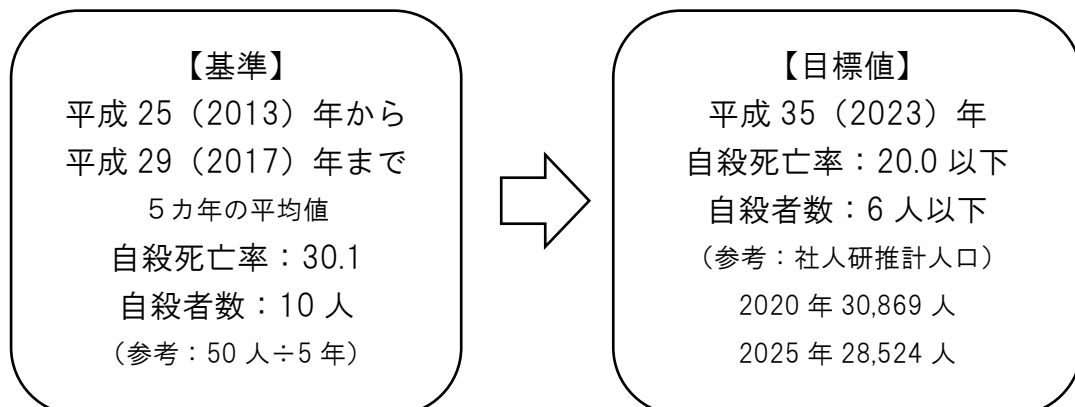
## 2 数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国の自殺総合対策大綱においては、平成38(2026)年までに、人口10万人当たりの自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させるとの数値目標を掲げています。

また、本市においては、これまで「第2次妙高市すこやかライフプラン21(健康増進計画)」(計画期間：平成25年度～平成34年度)において、自殺対策にかかるとして、自殺死亡率を平成34年までに国の平均まで減少させることを目標としています。

しかしながら、本市の自殺死亡率については、依然として全国や新潟県よりも高く、年ごとの変動が大きいことから、平成25(2013)年から平成29(2017)年までの5カ年の自殺死亡率の平均値30.1を基準とし、これを平成35(2023)年までに30%以上減少させ、20.0以下、自殺者数6人以下とすることを目標とします。

※目標値の達成状況の評価は、平成30年から平成34年の5カ年の平均値で判断します。



### 3 施策の体系

本市における自殺対策は、本市の自殺の現状を踏まえて、「高齢者への支援」と「働き盛り世代への支援」を「重点施策」とします。

また、「基本施策」には、地域自殺対策の策定に資するために国が作成した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされている5つの施策を位置づけます。

このように施策の体系を定めることで、自殺対策基本法の基本理念である「生きることの包括的な支援」として実施します。

#### 2つの重点施策

重点施策1 高齢者への支援

重点施策2 働き盛り世代への支援

#### 5つの基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策3 市民への啓発と周知

基本施策4 生きることの促進要因への支援

基本施策5 子ども・若者向け自殺対策の推進

## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### 1 重点施策

平成25年から平成29年の本市の自殺者数49人のうち、70歳以上が22人と全体の半数近くを占めており、自殺死亡率も他の年代と比べると高い状況です。

また、男性では、高齢者に次いで40代の働き盛り世代においても自殺死亡率が高い状況にあります。

高齢者は、加齢による身体機能の低下や病気、死別や離別、生きがいや役割の喪失などをきっかけに、複数の問題を連鎖的に抱え込み、急速に自殺のリスクが高まることがあります。また、うつ病と認知症の判別が難しく潜在化してしまう可能性があるため、早期に医療機関を受診するなど専門家の判断や治療が必要です。

今後、さらに高齢化が進むにつれ、家族や地域との関係の希薄化により、社会的に孤立する高齢者が一層増加すると考えられます。高齢者の社会的な孤立は、本人の生きがいの喪失につながるとともに、様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まると考えられることから、これをいかに防ぐかが課題となっています。

また、働き盛り世代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また、過労や失業、病気、親の介護などにより心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、関係機関と連携した包括的な取組が必要となります。

こうしたことから、本計画では「高齢者への支援」、「働き盛り世代への支援」を重点施策と位置づけ、いのち支える自殺対策を推進します。

#### (1) 重点施策1 高齢者への支援

##### ① 高齢者が年を重ねても自分らしく過ごせるための取組

高齢者が、身体機能の低下や病気があっても、生きがいや役割を持ちながら、その人らしく、住み慣れた地域で人とつながりいきいきと暮らせるように、地域や関係機関と連携し、意識啓発や人材育成、場づくりに取組めます。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
高齢者の健康づくり・介護予防活動に対する支援	各種講座や教室などの開催を通じ、自主的な健康づくりや介護予防、参加者同士の交流などを支援します。 ・フレイル※予防教室 ・介護予防出前教室 ほか	健康保険課、福祉介護課、妙高市社会福祉協議会

※フレイル：年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下して要介護状態に近づくこと

各種相談窓口の周知	高齢者本人や身近にいる高齢者が不安や悩み、つらい気持ちになった時に受け止めてくれる各種相談窓口を周知します。	健康保険課、福祉介護課、市民税務課、妙高市社会福祉協議会
地域における居場所づくりの推進	高齢者が気軽に集える「地域の茶の間」の立ち上げや運営に対して支援を行います。 また、介護予防サポーター（市民ボランティア）の養成・育成、地域への派遣を行います。	健康保険課、福祉介護課、妙高市社会福祉協議会
「妙高市民の心」の推進	地域の絆、つながりを大切にしようとする機運を醸成するため、家庭、地域、学校、事業所と連携しながら、推進のための行動目標の実践を促します。 <b>【行動目標】</b> ・お年寄りや体の不自由な人に手をさしのべよう。 ・声かけやあいさつをしよう。 ・家族そろって食事をしよう。 ・地域の行事に家族で参加しよう。 ほか	全課

## ②高齢者に関わる方々に対する自殺予防の取組

民生委員・児童委員やケアマネジャー、介護事業所職員のほか、広く高齢者に関わる方々などを対象に、高齢者の心理的特徴や自殺のサインを理解し、こころの不調に早めに気づき、相談窓口や受診につなげ見守ることができるゲートキーパーとしての役割を担う人を増やします。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
自殺予防とこころの健康づくりの周知	民生委員・児童委員やケアマネジャー、介護事業所の職員などを対象とした研修の中で自殺予防についての周知を行います。	健康保険課、福祉介護課、上越保健所、妙高市社会福祉協議会

<p>自殺をほのめかす方と接する方々への支援</p>	<p>ケアマネジャーや介護事業所職員、民生委員・児童委員などが、自殺をほのめかす方の対応に苦慮した時に、対応方法について相談に応じるなどの支援を行います。</p>	<p>健康保険課、福祉介護課、上越保健所、上越地域いのちところの支援センター、妙高市社会福祉協議会</p>
<p>地域において高齢者に関わる方々への支援</p>	<p>町内会長や区長、福祉協力員をはじめとした地域の方々に、高齢者の心理的特徴や自殺予防についての周知を行います。また、高齢者が地域で孤立しないための声掛けや、悩みを抱える方を各種相談窓口につなげることができるよう、地域に出向き支援を行います。</p>	<p>健康保険課、福祉介護課、総務課、妙高市社会福祉協議会、妙高市老人クラブ連合会</p>
<p>健康づくりや介護予防を推進する地域のリーダーへの研修</p>	<p>健康づくりリーダーや食生活改善推進委員、介護予防サポーターなどの研修会の中で、自殺予防に関連した講話の時間を設けるなど研修の機会を設けます。</p>	<p>健康保険課、福祉介護課</p>
<p>市民への周知</p>	<p>広く市民に対して、自殺は誰にでも起こり得る危機であることや、危機に陥った場合には誰かに援助を求め、また、高齢者の心理的特徴や自殺予防、各種相談窓口について周知を行います。</p> <p>【周知の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報みょうこう</li> <li>・市の公式HP</li> <li>・自殺予防月間の配布チラシ</li> <li>・地域で実施する健康教室</li> <li>・健診結果説明会 ほか</li> </ul>	<p>健康保険課、福祉介護課、総務課、妙高高原支所、妙高支所</p>

## (2) 重点施策2 働き盛り世代への支援

### ①事業所におけるメンタルヘルス対策の推進

市内における事業所の多くが小規模であり、一般的にメンタルヘルス対策が進んでいない実情<sup>※1</sup>を踏まえて、上越圏域で開催されるメンタルヘルス研修会の周知や、研修会を希望する事業所への支援を行います。また従業員数50人未満の事業場<sup>※2</sup>が、こころの不調者を早期に発見・相談・受診につなげるため、ストレスチェック助成事業の周知によりストレスチェックに取り組めるよう、支援を行います。

※1 従業員数50人未満の事業場には、労働安全衛生法による産業医の選任やストレスチェックの実施などが義務化されていません。

※2 事業場：支所や営業所、店舗、工場のように組織上、一定程度独立して業務が行われている単位

事業・取組	内容	担当課・関係機関
事業所におけるメンタルヘルスの支援	こころの健康づくりや自殺予防、産業保健指導や産業保健情報の提供などについて、市内事業所へ周知を行います。  【実施主体】 ・労働者向け研修会や産業看護職を対象とした研修会など（上越保健所） ・事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修など（上越地域産業保健センター、新潟産業保健総合支援センター）	健康保険課、上越保健所、上越地域産業保健センター、新潟産業保健総合支援センター
ストレスチェックの助成事業の周知	こころの不調者を早期発見するため、50人未満の事業場においても、ストレスチェックに取り組めるよう、上越地域産業保健センターが実施している助成事業について、市内事業所へ周知を行います。	健康保険課、上越地域産業保健センター、新潟産業保健総合支援センター

## ②早期相談・受診につなげる相談対応と関係機関との連携

働き盛り世代が抱える多種多様な問題にまつわる自殺リスクの低減に向けて、相談対応を行い、早期に相談窓口や受診につながるよう、関係機関との連携を図ります。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
働き盛り世代の相談支援	<p>働き盛り世代に多い経済問題や過労、パワハラ、職場の人間関係上のトラブル、再就職など、各種問題に対応できる相談窓口の周知を行います。また、内容に応じて、専門の相談窓口につながるよう、相談を受けた機関がほかの機関と連携を図ります。</p> <p><b>【相談窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民総合相談室（市民税務課）</li> <li>・ 消費生活・多重債務相談（市民税務課）</li> <li>・ 人権相談（市民税務課）</li> <li>・ 女性のための相談（市民税務課）</li> <li>・ 生活困窮相談（福祉介護課）</li> <li>・ 弁護士相談（妙高市社会福祉協議会）</li> <li>・ 解雇や労働条件の変更などのトラブル解決のための身近な労働相談（上越労働相談所）</li> <li>・ こころの相談（上越保健所）</li> <li>・ 就職に関する各種相談（上越公共職業安定所妙高出張所）</li> <li>・ 解雇、雇用止め、配置転換、賃金の引下げなどに関する労働者、事業主の総合労働相談（上越労働基準監督署）</li> <li>・ 長時間労働者へ医師による面接指導、健康保健相談（上越地域産業保健センター）</li> <li>・ 働く人のメンタルポータルサイト「こころの耳」（厚生労働省）ほか</li> </ul>	健康保険課、市民税務課、福祉介護課、妙高市社会福祉協議会、新井商工会議所、妙高高原商工会、妙高商工会、上越労働相談所、上越保健所、上越公共職業安定所妙高出張所、上越労働基準監督署、上越地域産業保健センター、新潟産業保健総合支援センター、厚生労働省、各医療機関

	<p>【精神科等医療機関（五十音順）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川室記念病院</li> <li>・ こころのクリニック上越妙高診療所</li> <li>・ さいがた医療センター</li> <li>・ 三交病院</li> <li>・ 心療内科クリニックふわの医院</li> <li>・ 心療内科クリニックよつや診療所</li> <li>・ 高田西城病院</li> <li>・ 武内心療内科大潟クリニック</li> </ul>	
--	--	--

## 2 基本施策

### (1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題や経済・生活問題、人間関係などが複雑に絡み合い、その多くが追い込まれた末の死と言われていています。関係機関や地域が連携し、誰も自殺に追い込まれることのないよう、ネットワークの強化を図ります。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
妙高市こころと命のネットワーク会議の開催	医療機関や保健・福祉団体、関係団体、行政機関が共通認識のうえで連携、協力して自殺対策を推進します。	健康保険課、医療機関、保健団体、福祉団体、関係行政機関など
庁内健康づくり推進会議の開催	庁内関係課による会議の開催を通じて、こころの健康づくりの視点から、各課の連携・協力のもと自殺対策の取組を推進します。	健康保険課、福祉介護課、総務課、企画政策課、生涯学習課、こども教育課、観光商工課、環境生活課、農林課、建設課、市民税務課



**(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成**

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、こころの不調に早めに気づき、相談窓口や受診につなげ、見守ることができるゲートキーパーとしての役割を担う人材育成に向けた研修機会の提供を図ります。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
自殺予防とこころの健康づくりの周知 【再掲】	民生委員・児童委員やケアマネジャー、介護事業所の職員などを対象とした研修の中で自殺予防の周知を行います。	健康保険課、福祉介護課、上越保健所、妙高市社会福祉協議会
健康づくりや介護予防を推進する地域のリーダーへの研修 【再掲】	健康づくりリーダーや食生活改善推進委員、介護予防サポーターなどの研修会の中で、自殺予防に関連した講話の時間を設けるなど研修の機会を設けます。	健康保険課、福祉介護課
市職員に対する意識啓発	多くの市民と接する市職員が、生きることの阻害要因や自殺のサインについて理解し、必要な支援につなげることができるよう、OJTを活用し、自殺予防の重要性について意識啓発を行います。	健康保険課、総務課

**(3) 基本施策3 市民への啓発と周知**

様々な問題を抱えている人が、適切な支援につながるためには、本人が早期にこころの不調に気づくことや、身近な方が早期に気づき、相談窓口や医療機関につなげることが重要なことから、各種相談窓口の周知徹底を図ります。

また、本市の自殺についての状況や、早期の相談や受診で自殺は予防できることの周知、あわせて日頃からこころの健康づくりに取組めるように、望ましい睡眠や適正な飲酒などについても広く市民へ周知していきます。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
各種相談窓口の周知	子育て相談や健康相談、消費生活・多重債務相談、生活困窮者の自立支援のための相談など、各種相談窓口を広く周知します。	健康保険課、福祉介護課、市民税務課、環境生活課、こども教育課、妙高高原支所、妙高支所

<p>自殺対策月間での集中啓発</p>	<p>自殺対策強化月間である3月の街頭キャンペーン、9月の新潟県自殺対策推進月間の相談窓口周知のほか、冬期前に自殺者が多い実態を踏まえて、9月に続き10月も継続して自殺予防の啓発を行います。</p>	<p>健康保険課</p>
<p>市民への周知 【再掲】</p>	<p>広く市民に対して、自殺は誰にでも起こり得る危機であることや、危機に陥った場合には誰かに援助を求め、また、こころの不調のサインと自殺予防、各種相談窓口について周知を行います。</p> <p>【周知の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報みょうこう</li> <li>・市の公式HP</li> <li>・自殺予防月間の配布チラシ</li> <li>・地域で実施する健康教室</li> <li>・健診結果説明会 ほか</li> </ul>	<p>健康保険課、福祉介護課、総務課、妙高高原支所、妙高支所</p>
<p>こころの健康づくりの周知</p>	<p>日頃からこころの健康づくりに取り組めるように、望ましい睡眠や適正な飲酒などについて、チラシや市報などで周知します。</p>	<p>健康保険課</p>

#### (4) 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」が上回った時です。そのため、「生きることの促進要因」を増やすための取組を行います。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
市民総合相談室の周知及び相談対応	市民総合相談室の周知を行うとともに、相談があった場合には、その内容に応じて、関係課や関係機関と連携を図り、必要な支援につなげます。	健康保険課、市民税務課、福祉介護課、こども教育課、建設課、環境生活課、生涯学習課、妙高高原支所、妙高支所、妙高市社会福祉協議会など
自殺未遂者や自殺をほのめかす方、その家族への支援	抱えている悩みや問題を聞き、適切な相談機関や医療機関へつなぐよう支援します。	健康保険課、上越保健所、上越地域いのちとこころの支援センター
市職員に対する意識啓発【再掲】	多くの市民と接する市職員が、生きることの阻害要因や自殺のサインについて理解し、必要な支援につなげることができるよう、OJTを活用し、自殺予防の重要性について意識啓発を行います。	健康保険課、総務課
遺された方への支援	精神面または経済面など遺族が抱える問題に応じて、適切な相談先に関する情報提供を行い、遺族が相談機関を利用できるよう支援します。	健康保険課、上越保健所、上越地域いのちとこころの支援センター、虹の会（自死遺族語り合いの会）
「妙高市民の心」の推進【再掲】	地域の絆、つながりを大切にしようとする機運を醸成するため、家庭、地域、学校、事業所と連携しながら、推進のための行動目標の実践を促します。 【行動目標】 ・お年寄りや体の不自由な人に手をさしのべよう。 ・声かけやあいさつをしよう。 ・家族そろって食事をしよう。 ・地域の行事に家族で参加しよう。 ほか	全課

### (5) 基本施策5 子ども・若者向け自殺対策の推進

本市では、これまで義務教育期間における児童・生徒の自殺者はいませんが、19歳以下の若者が自殺により尊い命を亡くしています。

子どもや若者が様々な困難やストレスに直面した時に、一人で抱え込むことなく、身近な人に相談することができ、また、自殺やこころの健康に関する正しい知識をもって、生きづらいと思うことにも対処できるようにすることが大切です。今後も、これまでの「命の尊さを学ぶ活動」を継続していきます。

また、この時期は進学や就職など人生の節目や転機に関わる出来事が多く、ストレスを受けやすい時期です。それぞれの悩みに対して、早期に対応することができ、適切な相談先につなぐことができるよう関係機関と連携した取組を推進します。

事業・取組	内容	担当課・関係機関
小・中学校における命の尊さを学ぶ活動	いのちの大切さや生活上の困難、悩み、ストレスに直面した時の対処法などの学習を行います。 ・いのちの大切さを学ぶ活動 ・自ら支援を求めることを学ぶ活動 ・子どもの権利に関する教育活動	こども教育課
スクールソーシャルワーカーによる相談対応	学校訪問相談を実施し、児童生徒に対する個別指導や教育相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	こども教育課
小・中学生、高校生の相談支援	小・中学生、高校生とその保護者に向けた相談窓口の周知を行います。また、内容に応じて専門の相談窓口につながるよう、相談を受けた機関がほかの機関と連携を図ります。 【相談窓口】 ・24時間子どもSOSダイヤル（県教育庁義務教育課） ・新潟県いじめ相談メール（同上） ・新潟県いじめSNS相談（県教育庁高等学校教育課） ・児童相談所全国共通ダイヤル189 <small>いちばやく</small> ・チャイルドライン	こども教育課、健康保険課、県教育庁義務教育課・高等学校教育課、NPO法人チャイルドライン支援センター、上越保健所、上越児童相談所、上越地域いのちとこころの支援センター、新潟いのちの電話

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上越地域いのちとこころの支援センター</li> <li>・ 新潟いのちの電話</li> <li>・ こども教育課、健康保険課の相談窓口</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>	
小・中学生、高校生、若者の支援に携わる関係機関との連携強化	小・中学生、高校生、若者が抱える悩みに対して、早期に気づき、適切な対応と相談先につなぐことができるよう関係機関と情報を共有し連携した取組を推進します。	こども教育課、健康保険課、上越保健所
社会生活を円滑に営む上で困難を有する小・中学生、高校生、若者の育成支援	不登校、ひきこもり、ニートなどの子どもや若者、その家族に対して、相談や訪問などを行いながら、自立に向けた支援を継続します。 また、ひきこもり予防や解消のため、民間施設等を活用した居場所を提供します。	こども教育課、上越保健所
若者向け相談窓口の周知及び相談対応	15歳から39歳までの若者の「職業的自立」を支援することを目的として相談支援を実施します。 【相談窓口】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども若者相談窓口(こども教育課)</li> <li>・ 生活困窮相談(福祉介護課)</li> <li>・ 上越地域若者サポートステーション</li> <li>・ 上越公共職業安定所妙高出張所</li> </ul>	こども教育課、健康保険課、福祉介護課、上越地域若者サポートステーション、上越公共職業安定所妙高出張所

## 第5章 計画の推進体制

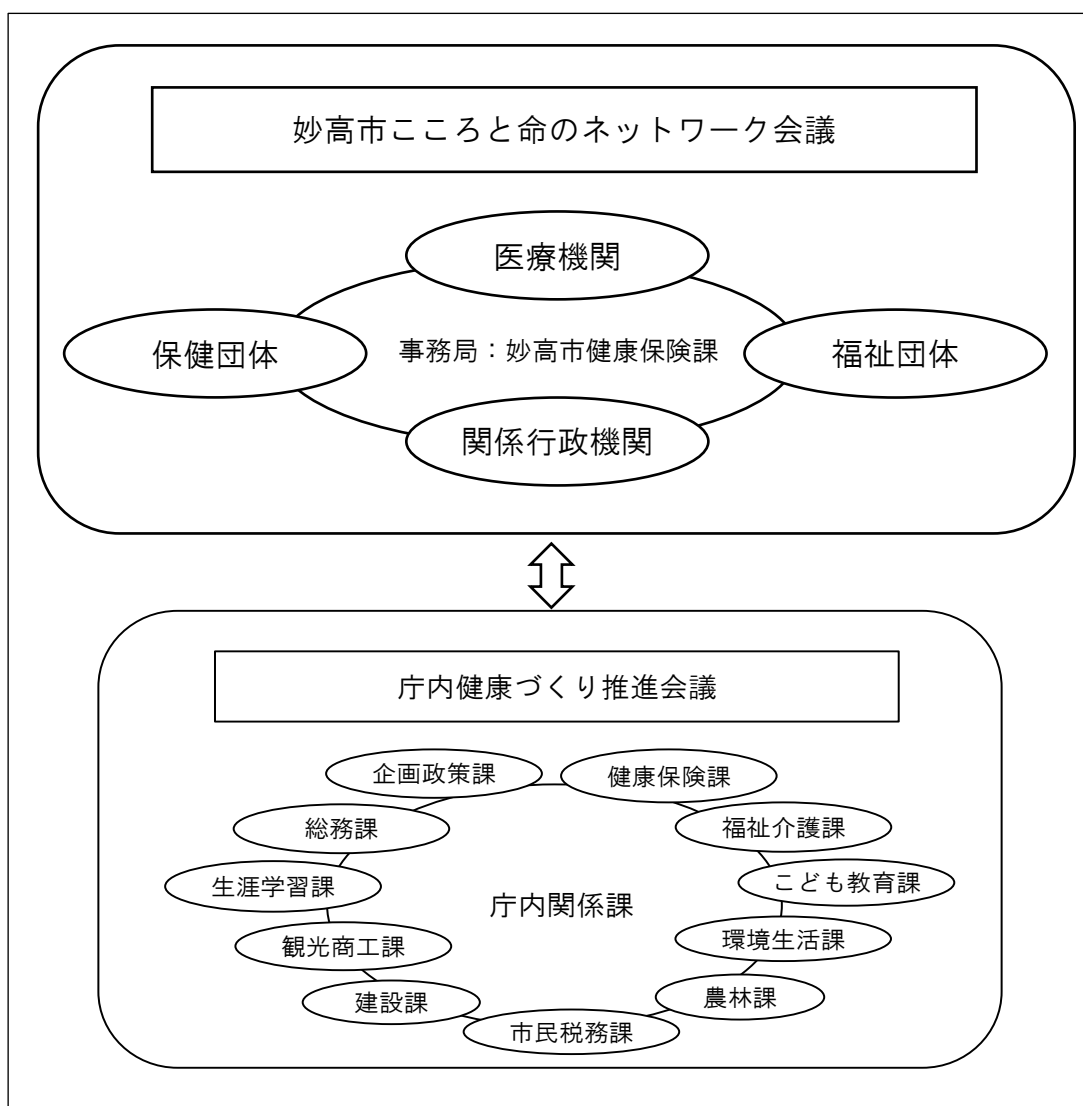
### 1 推進体制

本市においては、これまで平成22年に設置した「妙高市こころと命のネットワーク会議」において、各種関係団体などの連携により自殺対策を推進してきました。

本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない妙高市」を目指して、このネットワーク会議を通じて策定したものであり、このネットワーク会議を中心として、関係機関などとの連携を強化し、地域全体での取組を推進するとともに、本計画の進捗管理と評価を行うものとします。

また、庁内においては既存の「庁内健康づくり推進会議」を通じて、庁内関係各課の連携・協力のもと、こころの健康づくりの視点から、自殺対策関連施策を包括的に推進していきます。

図表 5-1 自殺対策の推進体制



## 2 評価指標一覧

数値目標	【基準値】 平成 25 (2013) 年から 平成 29 (2017) 年まで 5 年間の平均値	【目標値】 平成 30 (2018) 年から 平成 34 (2022) 年まで 5 年間の平均値
自殺死亡率 (人口 10 万人当たり)	30.1	20.0 以下
自殺者数	10 人	6 人以下

## 重点施策 1 高齢者への支援

項目	H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
① 70 歳以上の自殺死亡率の減少 (5 年平均)	52.4 (H25~H29)	36.7 以下 (H30~H34)	地域における自殺の 基礎資料(厚生労働省)
② 民生委員・児童委員定例会における こころの健康づくりの周知	2 地区	6 地区	健康保険課

## 重点施策 2 働き盛り世代への支援

項目	H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
① 40 代の自殺死亡率の減少 (5 年平均)	48.9 (H25~H29)	34.2 以下 (H30~H34)	地域における自殺の 基礎資料(厚生労働省)
② メンタルヘルスに関する講話の実施	3 事業所	10 事業所	上越保健所

## 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

項目	H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
① 妙高市こころと命のネットワーク 会議メンバーによる街頭キャン ペーンの実施	1 回	2 回	健康保険課
② 庁内健康づくり推進会議での自殺 対策計画の進捗管理	—	4 回	健康保険課

## 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

項目	H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
① 民生委員・児童委員定例会における こころの健康づくりの周知	2 地区	6 地区	健康保険課
② 健康づくりリーダー、食生活改善推 進委員、介護予防サポーター、研修 会の中での自殺予防に関連する講 話の実施	—	各 1 回/年	健康保険課

**基本施策3 市民への啓発と周知**

項目		H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
①	睡眠による休養が十分取れていない人の割合	18.9%	減少	健康保険課
②	自殺対策月間での集中啓発	2回	3回	健康保険課
③	こころの健康づくりの周知	4回	8回	健康保険課

**基本施策4 生きることの促進要因への支援**

項目		H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
①	上越地域いのちとこころの支援センターによる継続支援を受けている人からの自殺者数	0人	0人	上越地域いのちとこころの支援センター
②	市民総合相談室における相談対応件数	406件	増加	市民税務課

**基本施策5 子ども・若者向け自殺対策の推進**

項目		H29 (基準値)	H35 (2023) 目標	出典
①	義務教育期間における児童・生徒の自殺者数	0人 (H25~H29 累計)	0人 (H30~H34 累計)	地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)
②	命の尊さを学ぶ教育活動を実施する小・中学校数	全校	全校	こども教育課
③	19歳以下の自殺者数	1人 (H25~H29 累計)	0人 (H30~H34 累計)	地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)



# 資料1 自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及

ばす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正）

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

### 資料3 相談窓口一覧

①こころの不安や悩みなどの相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間等
妙高市健康保険課	0255-74-0013	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
上越地域健康福祉環境部地域保健課 (上越保健所)	025-524-6132	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
上越地域いのちとこころの支援センター	025-524-7700	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
新潟県精神保健福祉センター	025-280-0113	月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始は除く
認知症疾患医療センター (高田西城病院内)	025-523-2139(代表) 090-7801-7533(直)	月～金 8:30～17:00 ※予約制 ※祝日、年末年始は除く
こころの相談 いいがた	0570-783-025	年中無休 24時間 ※ナビダイヤルで最寄りの保健所等にかかります。
新潟いのちの電話(上越)	025-522-4343	年中無休 24時間
※毎月10日は24時間通話料金無料	0120-783-556	(10日8:00～11日8:00)


②日常生活のトラブルや困りごとなどの相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間等
市民総合相談室 (妙高市市民税務課)	0255-74-0042	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
消費生活・多重債務無料相談会 (市民総合相談室)	0255-74-0042	月1回(予約制) ※開催日、予約については左記へお問い合わせください。
人権相談 (妙高市市民税務課)	0255-74-0042	開催日時については左記へお問い合わせください。
女性のための相談窓口 (妙高市市民税務課)	0255-72-4825	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
多重債務者向け無料相談窓口 (新潟財務事務所)	025-281-7508	月～金 8:30～12:00、 13:00～16:30 ※祝日、年末年始は除く



司法書士無料法律相談会 (市民総合相談室)	0255-74-0042	予約制 ※開催日、予約については左記へ お問い合わせください。
無料弁護士相談 (いきいきプラザ)	0255-72-7660	月1回(予約制) 一人30分程度 ※開催日や予約開始日については 左記へお問い合わせください。

③労働に関する相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間等
生活困窮相談 (妙高市福祉介護課)	0255-74-0061	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
上越労働相談所 (上越地域振興局内)	025-526-6110	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
上越総合労働相談コーナー (上越労働基準監督署内)	025-524-2111	月～金 9:00～16:30 ※祝日、年末年始は除く
上越地域産業保健センター ※産業保健サービスを無料で実施	0255-78-7797	月～金 8:30～12:00 ※祝日、年末年始は除く
上越地域若者サポートステーション ※15～39歳を対象とした就労に関する 相談を実施	025-524-3185	月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始は除く
労働条件相談ほっとライン (厚生労働省)	0120-811-610	平日 17:00～22:00 土日祝日 9:00～21:00 ※年末年始は除く

④妊娠・出産・子育てに関する相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間等
こんにちはすくすく相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	0255-74-0065	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
妙高市教育委員会こども教育課 (ひとり親家庭などの相談)	0255-74-0039	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く

⑤いじめや不登校などに関する相談先		
相談窓口	電話番号等	相談時間等
妙高市教育委員会こども教育課	0255-74-0039	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 <small>なやみ言おう</small>	年中無休 24時間
チャイルドライン ※18歳以下の方のみ	0120-99-7777	16:00～21:00
新潟県いじめ相談電話	025-526-9378	年中無休 24時間
新潟県いじめ相談メール	<a href="mailto:ijime@mailsoundan.org">ijime@mailsoundan.org</a> 	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く ※夜間及び休日は自動配信メールにて返信後、翌開設日に相談員から改めて返信します。
児童相談所全国共通ダイヤル <small>いちはやく</small> 189	189	年中無休 24時間 ※最寄りの児童相談所にかかります。

⑥身体・知的・精神の障がいに関する相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間
妙高市福祉介護課	0255-74-0015	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く

⑦高齢者の福祉・介護に関する相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間
妙高市福祉介護課	0255-74-0017	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く

⑧自死遺族の方の相談先		
相談窓口	電話番号	相談時間等
虹の会 (新潟県精神保健福祉センター)	090-4949-5320 (イシバシ)	偶数月 第1木曜日 14:00～16:00

⑨一般健康相談		
相談窓口	電話番号	相談時間
妙高市健康保険課	0255-74-0013	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く
上越地域健康福祉環境部地域保健課 (上越保健所)	025-524-6132	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始は除く

## 資料4 妙高市の関連事業一覧

自殺対策を「生きることの包括的な支援」と捉え、市がすでに行っている事業を自殺対策に生かせるよう庁内関係課と連携を図ります。  
(事業名、事業概要等は平成30年度のものであるため、今後変更となる場合があります)

担当課	事業名称	事業概要等	自殺対策の視点で見た事業内容
総務課	広報・広聴活動推進事業	市民が自主的・自発的に活動を行っていきけるように、広報紙やホームページ、ケーブルテレビを通して情報提供を行い、市民の行政への理解を深めていく。また、市民のICT社会に順応するための手助けを行う。	各種情報媒体を活用して自殺対策の啓発・各種事業・支援策等に関する情報を提供する。
	協働型地域コミュニティ創出事業	地域が主体的に課題に向き合い、解決できるよう、地域コミュニティの維持・活性化に向けた活動を支援する。	町内会や自治会等の場で自殺予防を含めた講話を行うことで、地域として何ができるかを主体的に考えてもらう機会とし、自殺リスクの軽減につなげる。
	職員管理事業	職員の健康管理、福利厚生などを行う。	職員の健康管理やストレスチェックの実施などを通じて心身の健康の維持増進を図ることで、悩みを抱える市民の相談に応じる職員の支援につなげる。
	コミュニティ防災組織育成推進事業	防災リーダーの育成や防災士の養成など自主防災組織等を支援し、地域防災力の向上を図る。	防災士の研修において、災害発生後の自殺予防を含めた講話を行うことで、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上につなげる。
	非常備消防費	消防団を中核とした地域防災体制の確立を図る。 現在の団員数：962名	消防団員の研修において、災害発生後の自殺予防を含めた講話を行うことで、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上につなげる。
	防災体制整備事業	食料品等の備蓄、通信体制の整備、経験を生かした計画の見直しを行い、災害時における被害を最小限に抑える体制を整える。	地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。
企画課	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画審議会の開催やパートナープランからの重点項目の設定、各課事業への反映、市民への周知・啓発を行う。	ワークライフバランスを推進することにより、就労・家庭環境に起因した自殺リスクの軽減につなげる。
健康保険課	生活習慣病予防健診・重症化予防事業	市民健診や各種がん検診の受診率の向上と生活習慣病の早期発見、重症化予防などの保健指導を実施し、健康増進と医療費の削減を図る。	健診や健診結果説明会の際に、悩みを抱えた方の状況を把握し、必要に応じて専門機関につなぐことなどにより、自殺リスクの軽減につなげる。
	こころの健康づくり対策事業	妙高市自殺対策計画に基づき、関係機関と連携を図りながら自殺予防対策を推進する。	自殺対策計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、自殺予防のための意識啓発をはじめ相談窓口の周知などを行い、自殺対策を推進する。また、こころと命のネットワーク会議を通じて自殺対策計画の進捗管理を行う。
	食育推進事業	第3次計画に基づき、家庭・地域・学校・園と一体となった食育活動を展開する。	食生活改善推進委員の活動等において、市民の食生活状況の把握等を行う際に、こころの不調に早めに気づき、相談窓口や受診につなぐことなどにより、自殺リスクの軽減につなげる。
	すくすく親子健康づくり事業	妊産婦及び乳幼児の健康保持増進のための健診や訪問指導を実施する。	健康診査や訪問等を通じて、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援を行うことで、自殺リスクの軽減につなげる。
	地域医療体制確保事業	市民や訪れる人々が安心して医療サービスが受けられるよう救急医療や市内病院の医療体制の確保を図る。	受診機会の確保や十分な医療を受けられる体制を確保することで、自殺リスクの軽減につなげる。
	市民主体の健康づくり事業	市民が主体的に健康づくりを実践する機運を盛り上げるための啓発活動や地域との連携を推進し、健康寿命の延伸と、総合健康都市の実現を目指す。	健康づくりリーダーや食生活改善推進委員の研修会の中で、自殺予防をテーマとした講話の時間を設けるなど研修機会の提供を図ることで、こころの不調に早めに気づき、相談窓口や受診につなげ、見守ることができる人を増やし、自殺リスクの軽減につなげる。
	老人医療費助成事業	前年所得が125万円未満の65歳～69歳の方で、常時ひとり暮らしの状態である方や常時寝たきりの状態である方に医療費の助成を行う。	ひとり暮らし又は常時寝たきりの老人が医療を受けるための経済的負担を軽減することで、受診の動機づけや十分な医療を受けること、また、家計安定に対する寄与を通じ、自殺リスクの軽減につなげる。
	歯科保健対策事業	妊婦、乳幼児、成人、後期高齢者への歯科検診、保健指導、フッ化物塗布等を行う。	歯科検診時において、家庭での生活環境や抱える問題等を把握した際には、関係機関につなぐなど必要な支援を行い、自殺リスクの軽減につなげる。
	感染症予防対策事業	予防接種法に基づく定期接種や市の独自措置による予防接種及び感染症等の危機対応を行う。	感染症の罹患により、その家族も含めてこころの不調を来さないためにも、感染症予防接種を勧奨し、自殺リスクの軽減につなげる。
	妊産婦・子ども医療費助成事業	住民税所得割非課税世帯に属する妊産婦及び0歳から18歳までの子どもに対する医療費助成を行う。	妊産婦や子どもが、対象者又は対象者の家族にいる場合、医療を受けるための経済的負担を軽減することで、受診の動機づけや十分な医療を受けることにつなげ、自殺リスクの軽減につなげる。
	養育医療費助成事業	養育医療指定医療機関において医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の一部を助成する。	未熟児が対象者の家族にいる場合、医療を受けるための経済的負担を軽減することで、受診の動機づけや十分な医療を受けることにつなげ、自殺リスクの軽減につなげる。
	特定健康診査等事業	生活習慣病の早期発見と予防、改善を図るため、特定健康診査・特定保健指導を実施する。	健診や健診結果説明会の際に、悩みを抱えた方の状況を把握し、必要に応じて専門機関につなぐことなどにより、自殺リスクの軽減につなげる。
	疾病予防費(国保加入者人間ドック助成事業)	生活習慣病の早期発見と予防、改善を図るため、国保加入者を対象に人間ドック受診費用の一部を助成する。	人間ドックの受診により疾病の早期発見・早期治療が可能となることで、自殺リスクの軽減につなげる。

担当課	事業名称	事業概要等	自殺対策の視点で見た事業内容
福祉介護課	被保護者就労支援事業	生活困窮相談支援員による支援・指導により、就労活動に必要な知識の習得や就労準備支援事業協力事業者における就労体験を通じ就労意欲の高揚を図る。	被保護者の中には、知識や技能、生活上の様々な問題を抱え、経済的・社会的な自立に結びつけることができず、自殺のリスクが高まる危険性があるため、相談や助言を通じて、問題の把握・対応を進めるうえで、継続的にきめ細やかな支援を行うことにより自殺リスクの軽減につなげる。
	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮しているかたの状態に応じ包括的かつ継続的な相談支援を実施することで、困窮状態から早期に脱却できるよう支援する。	生活困窮に陥っている人は経済的な問題だけでなく、就労や住居など生活上の複合的な問題を抱え、解決策が見出せずに、自殺のリスクが高まる危険性があるため、生活困窮者自立支援事業をはじめとする、包括的な支援を提供することで自殺リスクの軽減につなげる。
	障がい者相談支援等事業	障がいがある方々が地域と社会に繋がりがから、生きがいを持ち自分らしく生活できるよう、相談支援から社会参加まで地域での暮らしを包括的に支援する。	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、相談員が定期的に心身の状況を把握し、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担うことで自殺リスクの軽減につなげる。
	地域安心ネットワーク推進事業	市内226集落で構築された見守りネットワークにより、各地域において高齢者や障がい者等の見守り支援を行うとともに、地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりを推進する。	地域の見守りを推進することにより、高齢者をはじめとする要援護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことで地域からの孤立を防ぎ、自殺リスクの軽減につなげる。
	社会福祉協議会助成事業	地域福祉の中核を担う社会福祉協議会が実施する生活支援ボランティア事業や民生委員・児童委員活動支援事業、日常生活自立支援事業等に対して補助金を交付する。	高齢者や障がい者等が家庭や地域で生活する中で起こりうる、様々な困りごとや悩みごとに対し、福祉サービスの利用支援や相談窓口を設けることにより、本人及びその家族等の負担や不安を解消し、自殺リスクの軽減につなげる。
	妙高市保護司会	更生保護活動、市民への青少年健全育成等に関する関心を高めるため、妙高市保護司会へ助成し、保護司研修、女性会活動への支援、広報啓発活動を行う。	保護観察対象者は様々な問題や課題を抱えていることが多いが、立ち直りの支援活動を行っている保護司が対応することにより、自殺リスクの軽減につなげる。
	敬老事業	敬老祝品の贈呈と町内会等が実施する敬老会に対して補助金を交付する。	地域において、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬い、大切にすることを高めることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	障がい者自立支援事業	在宅生活が困難な障がい者に対して、施設への入所や通所により専門的な支援を行うことで、日常生活の自立と社会への適応力を養い、在宅生活への移行や残存機能の維持向上を行う。また、在宅生活者に対しては、在宅生活支援により、生活の質の向上を図る。	障がい者(児)が障がい福祉サービス事業所を利用する機会を活用し、障がい者(児)及びその家族の状態把握を行うとともに、必要な支援を行うことで虐待等を回避するなど、自殺リスクの軽減につなげる。
	障がい者移動支援事業	タクシー券交付、自動車燃料費助成により、重度障がい者や非課税世帯でかつ扶養義務者がいない通院困難な高齢者の移動手段の確保とともに、経済的負担の軽減を図る。	移動支援により障がい者(児)の生活支援と社会参加を促すことで、生きがいづくりにつなげるなど、自殺リスクの軽減につなげる。
	障がい者日常生活支援事業	手話奉仕員派遣や移動支援等を行い、障がい者が自立した生活や社会参加を営むことができるように支援する。	障がい者(児)の日常生活に必要な支援を行うことで、自立と社会参加を促進し、生きがいづくりにつなげるなど、自殺リスクの軽減につなげる。
	生活保護総務費	生活保護制度の適正な実施を図る。	生活に困窮する方に対し、必要な保護を行い、心身の健康の保持と自立の助長を促すことで、自殺リスクの軽減につなげる。
	生活保護事業	被保護者に対して、最低限度の生活を保障するための支援を行う。	生活保護受給者に対し、必要な支援を実施することで自殺リスクの軽減につなげる。
	中国残留邦人生活支援給付事業	中国残留邦人に対して、最低限度の生活を保障するための支援を行う。	言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性があることから、相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難を軽減し、自殺リスクの軽減につなげる。
	介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態にならず、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、有する能力に応じたサービスを提供し、機能の維持・向上を図ることで、自立支援・重度化防止を目指す。	筋力向上や閉じこもり予防、他者との交流を図り、できるだけ自立した生活を送ることで、自信や役割を持ち続けることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	一般介護予防事業	高齢者やその家族が介護予防の必要性を理解し、主体的に取り組むことで住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、元気100歳運動の実施や地域の茶の間の推進、介護予防サポーターの養成・育成を行う。	社会や地域コミュニティの中で、役割を持ち続けることや人の役にたつこと、社会性を失わないことにより自殺リスクの軽減につなげる。
	包括的支援事業	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・福祉の専門職及び地域組織とのネットワーク強化を図る。	医師、看護師、介護支援専門員、介護事業所等の多職種が連携を強化することで、自殺リスクの高い人に対する気づきを早期に持ち、共通認識のもと対応することで、自殺リスクの軽減につなげる。
認知対策推進事業	認知症について本人・家族・地域が正しい知識を持ち、早期の段階から医療や介護の連携により、状態に応じた適切な支援を受けられることができるよう、認知症ケアバスによる普及啓発や認知症初期集中支援チームによる初期支援、認知症カフェの開催を行う。	認知症の本人、家族の不安に寄り添い、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見につなげていくことができる。また、認知症の本人や家族が集まる場(認知症カフェ)を設けることで、悩みを一人で抱え込まず共有することができ、精神的負担の軽減を図ることで、自殺リスクの軽減につなげる。	
家族介護支援	介護が必要な高齢者等を抱える家族の精神的、経済的な負担を軽減し、在宅介護を継続させることで、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することができるようにする。	精神的、経済的な介護負担の軽減を図ることにより、自殺リスクの軽減につなげる。	
市民税務課	行政窓口サービス向上事業	多様な市民ニーズに対応できる窓口サービスを提供する。(土曜開庁、木曜延長、年末開庁、市民総合相談、無料弁護士相談、人権相談、行政相談等)	市民総合相談や無料弁護士相談、人権相談などを通して、相談者の悩みの解決や専門機関などへ誘導することにより、市民の不安の解消に努めることで自殺リスクの軽減につなげる。
	人権啓発活動事業	人権懇話会を開催し人権施策の充実に向けた討議を行うほか、各種人権同和対策研修会等への参加や人権委託事業の実施(人権講演会、横断幕作成等)、第3次人権教育・啓発推進基本指針策定に向けた市民アンケート等を実施する。	市民の人権意識を向上させるとともに、新たに発生する人権課題に適切に対応することで、子どものいじめ、高齢者、障がい者、女性などの分野別の課題解消により、自殺リスクの軽減につなげる。
	市税徴収確保対策事業	市税の徴収強化や特別徴収への移行促進を図る。	多重債務、経営不振、非正規雇用、解雇等の理由で市税等を滞納している者に対して、滞納原因の解消を前提に弁護士や福祉等の専門家へ誘導することにより、家計収支の改善や事業再建等を図り、自殺リスクの軽減につなげる。

担当課	事業名称	事業概要等	自殺対策の視点で見た事業内容
環境生活課	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ減量、資源化の推進や事業所ごみの減量、資源化の推進、もったいない運動の普及啓発を図る。	経済的支援を必要とする世帯(生活保護世帯、市民税非課税世帯で、減免対象世帯収入基準に該当する世帯)に、指定ごみ袋を無償で交付することで、経済的負担の軽減を図られることで、自殺リスクの軽減につなげる。
農林課	水田農業経営安定対策事業	平成30年の生産数量目標配分の廃止に伴う、生産者自らの経営判断による作付を支援するための取組を行う。	農作業への従事による生きがいの創出や、農業法人などにおける繁忙期の労働力確保につなげることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	担い手確保支援事業	農業経営の法人化や新規就農者に対する支援、農地中間管理事業を活用した貸借に対する補助を行う。	新規就農者の営農による生業と生きがいの創出につなげることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	森林多面的機能発揮対策事業	森林の持つ多面的機能を発揮させるため、民有林の整備や森林研究・整備機構分収造林、地域等が主体となって実施する保全管理活動に対して支援を行う。また、市内の小中学生を対象とした「みどりの学習」の推進や市産材使用住宅への補助を行う。	森林とその周辺の生態系等の生命の尊さを学ぶ「みどりの学習」を推進することで、自殺リスクの軽減につなげる。
	都市と農村交流推進事業	妙高市におけるグリーンツーリズムの推進のため、体験イベントの実施、農家民泊の推進により交流人口の拡大を図る。	得意分野を活かし、体験教室等の講師としての活動や、大洞原花畑にボランティアとして携わることで、活躍の場や達成感を得ることとなり、自殺リスクの軽減につなげる。
	地域活性化施設維持管理事業	地域活性化施設(8施設)の維持管理、各種法定点検、設備修繕等を行う。	地域活性化施設の運営スタッフとして携わることで、就労の場や達成感を得ることとなり、自殺リスクの軽減につなげる。
観光商工課	就労支援事業	市民の技能及び就業機会の向上を図り、地元就職や地元定住に結びつけるために資格取得等に係る経費の支援を行う。	若年者への就労支援を行うことで、自殺リスクの軽減につなげる。
	労働総務費	各種団体が取り組む、就労対策への支援を通じて、若者の地元定着や雇用機会の拡大、勤労者の福祉・福利厚生や技術の向上を促進する。	若年者への就労支援や地元定着等を図ることで、自殺リスクの軽減につなげる。
建設課	砂防・水辺公園維持管理事業	憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場として整備された砂防・水辺公園の適正な維持管理により潤いある美しい都市環境づくりを目指す。	公園内で自殺が発生する可能性があることから、地域や市民団体による定期的な見回りを行い、自殺リスクの軽減につなげる。
	住宅管理費	市営住宅170戸、県営住宅144戸、特定公共賃貸住宅30戸、市単独住宅6戸の維持管理を行う。	居住が安定しない低所得者に対し公営住宅を積極的に提供することで、自殺リスクの軽減につなげる。
	都市公園管理事業	都市公園の適正な維持管理を行い、市民の憩いの場の利便性、安全性を確保する。	公園内で自殺が発生する可能性があることから、地域や市民団体による定期的な見回りを行い、自殺リスクの軽減につなげる。
子ども教育課	いじめ不登校対策推進事業	小・中学校におけるいじめ・不登校の未然防止、早期発見と解消、不登校児童・生徒の再登校に向けた支援・援助を行う。	児童生徒にSOSの出し方、つなぎ方を指導(自殺予防教育)することにより、命の大切さやかけがえのなさについて考え、未来を生き抜く力を育むことにより、自殺リスクの軽減につなげる。
	基礎学力向上支援事業	個々の能力に合わせた指導に努め、「読み」、「書き」、「計算」を中心とした学力の定着を図るとともに、家庭学習支援や児童生徒の学力・学習状況の把握を行い、基礎学力の定着を促進する。	家庭学習の定着や基礎学力の向上を図ることで、児童生徒の自己実現に向けた支援を行い、自殺リスクの軽減につなげる。
	特色ある教育活動支援事業	学校が重点を置く教育目標の実現に向けた取組や、豊かな心、確かな学力、たくましい体を身に付ける取組、地域住民と連携を図り、地域の活動と結びつける取組等に対して支援を行う。	活動を通して子どもたちに「豊かな心」「確かな学力」「たくましい体」を育むこと、ふるさとを知り、ふるさとに誇りをもつことで、子ども自身の自己肯定感の高揚を図ることができ、自殺リスクの軽減につなげる。
	コミュニティ・スクール推進事業	市内の各学校において学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入し、地域とともにある学校づくりを推進する。	学校や子どもたちが抱える課題を地域ぐるみで解決し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かすことで、質の高い学校教育の実現や子どもたちの健全な育成につなげることができる。また、地域での見守り、声かけにより、子どもや保護者を孤立させず、地域全体で子育てを支援することで自殺リスクの軽減につなげる。
	キャリア教育推進事業	キャリア教育フォーラムin妙高の開催や、中学生の職場体験学習、各学校の特色や地域の実情をふまえたキャリア教育を実施する。	講師から仕事の意義ややりがいなどについての話を聞き、その後、実際に職場体験を行うことで、就業への不安を軽減するとともに、就労に期待をもち現在の学校生活をよりよく生きようとする意欲を高める。また、職場体験の機会に、勤労問題が生じた際の対処法やSOSの出し方について生徒に学ばせることで自殺リスクの軽減につなげる。
	早期療育施設「ひばり園」運営事業	療育の必要な子どもに対して早期に療育指導を行うとともに、保護者への助言や相談支援を行う。	子どもの特性を理解し、適切な療育を行うことで、保護者の不安や負担を軽減し、育児や子どもの発達などで悩む保護者の心の安定を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	家庭児童相談・子どもの虐待防止事業	教育、保健・医療、福祉等の関係機関が連携し子どもとその家庭に総合的な支援を行うとともに、いじめや虐待のほか子どもの自立など、あらゆる相談支援を行う。	支援の必要な保護者に対し、相談や関係機関と連携し継続的に支援することで、虐待者、被虐待者の自殺リスクの軽減につなげる。
	みんなで子育て応援事業	子育て家庭が安心して子育てができるよう、各種支援事業に取り組むとともに、将来子育てを担う若者や子育てをサポートする人材の育成を進める。	各種子育て支援サービスを充実し、保護者の育児不安や負担感の軽減、保護者の心の安定を図ることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	子ども・若者育成支援事業	おおむね39歳までの子ども・若者が自立した社会生活を送れるよう支援を行う。	子ども・若者からのSOSを受け止め、相談に応じ、必要な支援を提供することで、自殺リスクの軽減につなげる。
	放課後児童クラブ事業	就労等により、日中保護者が家庭に不在の児童を預かり、児童の健全育成を図る。	放課後児童クラブの運営を通じて、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、必要に応じて専門機関につなぐことなどにより、自殺リスクの軽減につなげる。
病後児保育室運営事業	病気回復期の園児・児童を一時的に預かる、病後児保育室の運営を行う。	病後児保育の運営を通じて、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、必要に応じて専門機関につなぐことなどにより、自殺リスクの軽減につなげる。	

担当課	事業名称	事業概要等	自殺対策の視点で見た事業内容
こども教育課	認定こども園・保育園運営事業	認可保育園7園と認定こども園4園の運営及び管理を行う。	子どもの送迎時や園行事などの際に、悩みを抱えた子どもや保護者の状況を把握し、必要に応じて専門機関につなぐことなどにより、自殺リスクの軽減につなげる。
	児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業	18歳以下の児童を扶養しているひとり親に児童扶養手当を支給するとともに、20歳未満の障がいのある児童を療育している人に特別児童扶養手当を支給する。	ひとり親及び障がい児を抱えた保護者に対して手当を支給することで、経済的負担の軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	若竹寮運営委託事業	児童養護施設「若竹寮」の運営を委託する。	監護に欠ける保護者支援の施設であり、児を預かることで児の安全とともに保護者の精神的安定を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	母子・寡婦福祉対策費	母子家庭の冬期在宅支援(除雪など)や、母子生活支援施設への入所に対する支援、また、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給を行う。	母子の生活の安全確保と自立に向けた支援を行うことで、自殺リスクの軽減につなげる。
	ひとり親家庭等医療費助成事業	18歳以下の児童を療育しているひとり親家庭の医療費助成を行う。	ひとり親家庭の医療費に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	教育支援委員会運営事業	障がいをもつ児童生徒及びその保護者に対する教育支援を行う。	関係機関が連携し、児童生徒の適正な就学を支援することで、学校生活上で抱える様々な困難を軽減することができる。また、児童生徒の保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	特別支援教育推進事業	特別な教育的支援を要する児童生徒の指導や支援を行う。	特別な教育的支援を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を軽減するため適切な指導、支援をすることができる。また、児童生徒の保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	奨学金貸付事業	経済的な理由により、就学が困難な学生に対して、奨学金の貸付を行うことで、教育を受ける機会均等を図る。	高校や大学等に就学する学生に、奨学金を貸与することにより、経済的負担の軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	子どもの健康づくり事業	児童・生徒の健康維持、増進を図るため、各種健康診断やむし歯・歯肉炎の予防対策を徹底するためのフッ化物洗口、口腔衛生指導者の派遣を実施する。	家庭環境に左右されずに健康維持、増進のための機会を補償することで、子どもたちの将来の健康な生活を維持し、自殺リスクの軽減につなげる。
	小学校教育振興事業	小学校の教育振興を図るため、教育用消耗、教材・課外活動備品の整備を行うとともに、経済的な理由で就学にかかる費用が不足する児童の保護者に対し学用品等の費用を援助する。また、児童の豊かな創造性と情操の涵養を図るため、芸術鑑賞教育を実施する。	授業に必要な教材等を準備することは、公教育の水準の維持につながり、また、家庭環境に左右されずに必要な教育を受ける環境を整えることで、子どもの学力保証や生きる力の向上を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	パソコン等による情報教育推進事業	情報機器を活用した教育を推進するため、各校にパソコン等を配置するとともに、校務支援システムを導入し、校務の効率化を図る。また、情報教育推進員を配置し、学校を支援する。	各校における情報モラル教育の指導等を通じて、児童生徒が他者とのかわりについて考え、よりよい人間関係の構築につなげることで、自殺リスクの軽減につなげる。
	フレンドスクール事業	小学校6年生を対象に長期宿泊体験(4泊5日)を実施する。	日常の学校生活に比べ、多様な人間関係の中で共同生活を送ることにより、自己開示の必要性を感じ、コミュニケーション能力、生きる力を育み、自殺リスクの軽減につなげる。
	中学校管理費	中学校の教育振興を図るために、臨時・パート職員等の雇用や施設の維持管理等を行う。	子どもが安心して学べる環境を提供することで、子どもが生きる力を身に付ける公教育の水準を維持し、自殺リスクの軽減につなげる。
	中学校教育振興事業	中学校の教育振興を図るため、教育用消耗、教材・課外活動備品の整備を行うとともに、経済的な理由で就学にかかる費用が不足する生徒の保護者に対し学用品等の費用を援助する。また、生徒の豊かな創造性と情操の涵養を図るため、芸術鑑賞教育を実施する。	授業に必要な教材等を準備することは、公教育の水準の維持につながり、また、家庭環境に左右されずに必要な教育を受ける環境を整えることで、子どもの学力保証や生きる力の向上を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
	総合支援学校管理費	特別支援学校の教育振興を図るために、臨時・パート職員等の雇用や施設の維持管理等を行う。	子どもが安心して学べる環境を提供することで、子どもが生きる力を身に付ける公教育の水準を維持し、自殺リスクの軽減につなげる。
	総合支援学校教育振興事業	特別支援教育の振興を図るため、教材備品の整備、修繕等を行うとともに、経済的な理由で、就学にかかる費用が不足する児童生徒の保護者に対し、学用品等の費用を助成する。	授業に必要な教材等を準備することは、公教育の水準の維持につながり、また、家庭環境に左右されずに必要な教育を受ける環境を整えることで、子どもの学力保証や生きる力の向上を図り、自殺リスクの軽減につなげる。
生涯学習課	「妙高市民の心」推進事業	「妙高市民の心」を継承し広める活動を、家庭・地域・学校・事業所が一体となり、市民運動として取り組んでいく。	思いやりの心や助け合いの心を育み、家族や地域の絆を深め、穏やかな気持ちで過ごせる社会を目指し、自殺リスクの軽減につなげる。
	生涯学習推進事業	生涯学習全般にわたるアドバイザーとしてのノウハウや学びを提供するコーディネート力を持つ人材を生涯学習指導員として配置する。また、生涯学習推進プランに基づく学習プログラム、妙高はなうまレジャ「まなびの杜」を企画・コーディネートし、実施する。	生涯学習講座の開催や、学びの成果を地域社会に活かす取組により、市民が心豊かに健康でいきいきと暮らすことができる社会を目指し生きがいづくりにつなげ、自殺予防につなげる。
	スポーツタウンづくり推進事業	総合型地域スポーツクラブへの地域スポーツクラブ・教室開催の運営委託、各種大会の開催支援、ラジオ体操の普及と定着を進め、「総合健康都市 妙高」の推進を図る。	運動習慣のきっかけとなるフィットネス教室や水泳教室への参加、また、ラジオ体操の普及により、ストレス解消や精神的鬱積からの脱却、自殺予防につなげる。
	健康保養地づくり推進事業	地域資源を活用した「妙高型健康保養地プログラム」の市民への普及・浸透により、市民も来訪者も健康になれる「妙高型アオルト(健康保養地)」を確立する。	スタッフがゲートキーパーとしての役割を担うことで、教室参加者の異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応をすることができる。また、健康経営の推進に向けた取組を行う企業を支援したり、取組の推進を図ることで、労働者の自殺リスクの軽減につなげる。

担当課	事業名称	事業概要等	自殺対策の視点で見た事業内容
妙高高原支所	妙高高原支所管理事業	妙高高原地域住民の窓口対応をはじめ、行政事務の適正な推進及び効率的な運用を図るとともに、庁舎の適正な維持管理と効率的な運用を行う。	自殺予防関係のパンフレット・チラシ等を来庁者のわかりやすい場所に配置し、地域住民への情報提供を図る。また、窓口相談や地域・民生委員等からの情報提供等を通じて、問題を抱える人がいた時には関係課・関係機関につなぐことで、自殺リスクの軽減につなげる。
妙高支所	妙高支所管理事業	妙高地域住民の窓口対応をはじめ、行政事務の適正な推進及び効率的な運用を図るとともに、庁舎の適正な維持管理と効率的な運用を行う。	自殺予防関係のパンフレット・チラシ等を来庁者のわかりやすい場所に配置し、地域住民への情報提供を図る。また、窓口相談や地域・民生委員等からの情報提供等を通じて、問題を抱える人がいた時には関係課・関係機関につなぐことで、自殺リスクの軽減につなげる。
ガス上下水道局	徴収業務【企業会計】	滞納者に対する徴収事務(ガス・水道料金、下水道・集落排水施設使用料)や供給停止業務を行う。	料金・使用料を滞納している人への督促、収納業務に係わる担当職員が、自殺予防に関する研修を受講し、必要な情報や知識を習得することにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、相談窓口の紹介や関係機関へつなぐことで、自殺リスクの軽減につなげる。



## 資料 5 妙高市こころと命のネットワーク会議設置要綱

### (目的)

第1条 妙高市の自殺死亡率は、従来より国、県に比べ高く推移し、毎年10名から20名もの尊い命が失われていることから、自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）を踏まえ、医療機関をはじめとする各種関係団体等が連携し、総合的な自殺対策を推進するため、妙高市こころと命のネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置し、自殺者の減少を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するため、ネットワーク会議は次の事項について所掌する。

- (1) 地域における自殺の現状と課題の整理
- (2) 心の健康や自殺に関する情報収集・提供
- (3) 自殺防止ネットワーク体制の構築
- (4) 課題の解決に必要な対策の計画・実施・評価等
- (5) その他自殺対策等に関し必要な事項

### (構成)

第3条 ネットワーク会議に委員を置き、次に掲げる関係機関及び団体の代表者等で構成し、市長が委嘱するものとする。

- (1) 医療機関
- (2) 保健団体
- (3) 福祉団体
- (4) 関係行政機関
- (5) その他市長が必要と認めた者、機関及び団体

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

### (会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

- 2 前項の会長及び副会長は、委員が互選する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が召集するものとし会議の議長となる。

2 ネットワーク会議は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

## 妙高市こころと命のネットワーク会議 委員名簿

任期 自 平成30年8月 2日

至 平成32年3月31日

氏 名	備 考	備考
丸 山 明 則	平成クリニック 院長	会長
高 林 知佳子	新潟県立看護大学 准教授	
尾 島 弘 恵	司法書士	
齊 木 正 男	妙高市地域づくり協議会 理事	
白 石 清 子	妙高市民生委員・児童委員協議会 副会長	副会長
岡 田 春 彦	妙高市老人クラブ連合会 事務局長	
阿 部 礼 子	新井商工会議所 経営指導員	
池 田 千佳子	妙高市介護ネットワーク居宅介護支援専門委員会 委員長	
塚 田 昇	妙高市社会福祉協議会 事務局長	
金 子 淳 治	上越公共職業安定所 妙高出張所 出張所長	
新 通 智	妙高警察署 生活安全課 課長	
仙 田 恵	新井消防署 副署長	
齋 藤 謙	厚生連けいなん総合病院 ソーシャルワーク科 主任	
遠 藤 和 英	こども教育課 参事	
竹 内 正 喜	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課 主査	
原 美枝子	新潟県上越地域 いのちとこころの支援センター専門相談員	

(敬称略・順不同)

## いのち支える妙高市自殺対策計画

発 行 平成31年3月  
企画・編集 新潟県妙高市健康保険課  
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号  
TEL (0255)72-5111 (代)